

平成29年9月7日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

平成29年決算審査特別委員会第1日目

平成29年9月7日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課長補佐 沼澤 豊 通
副町長 酒井 雅彦	まちづくり課長補佐 曾根田 健
会計管理者 須貝 孝子	住民税務課危機管理室長 高橋 勤
総務課長 中山 進	住民税務課長補佐 相馬 昇
まちづくり課長 伊藤 幸一	住民税務課長補佐 大場 正江
健康福祉課長 叶内 範夫	健康福祉課長補佐 森 祐子
住民税務課長 伊藤 誠宏	健康福祉課長補佐 高橋 真澄
農業振興課長 小野 芳喜	健康福祉課主査 東村 貴恵
教育長 齊藤 涉	農業振興課長補佐 斎藤 雅博
教育課長 八 歙 照光	地域整備課長補佐 伊藤 秀樹
農業委員会事務局長 小野 芳喜	地域整備課長補佐 伊藤 英一
代表監査委員 渡邊 敬子	地域整備課主査 斉藤 広志
監査事務局長 斉藤 洋一	地域整備課主査 相馬 広志
選挙管理委員会書記長 中山 進	教育課長補佐 沼澤 正
総務課長補佐 沼澤 一征	教育課長補佐 大場 君博
まちづくり課長補佐 鍛治 紀邦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋一 係 長 石川 忍

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

財産に関する調書の審査

午後1時06分 開会

委員長 おはようございます。

ただいま平成28年度一般会計ほか6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に推薦されました、斎藤でございます。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点、多々あるかもしれません。よろしくお願いをしたいと思います。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、平成28年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査の方法につきまして、お諮りをいたします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出につきましては各款ごと審査し、特別会計につきましては各会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 それでは、認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成28年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第4号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成28年度舟形町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成28年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算、以上7会計の審査を行います。

それでは最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いします。

(挙手あり)

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑ございませんか。

7番 それでは、16ページ、17ページの町税の不納欠損について質問しますけれども、中段あたりの固定資産税現年度分の不納欠損額14万1,600円と軽自動車税の現年度課税分の2,000円の不納欠損額が出ております。これは、現年度分にもかかわらず不納欠損にしてしまった理由について質問いたします。

住民税務課長 固定資産税と軽自動車税の現年度分の不納欠損について説明します。

いずれも、現年度分につきましては相続人なしということで、6件の件数で相続人なしで現年度分の不納欠損ということであります。以上です。

7番 そうしますと、取りようがないので不納欠損にしてしまったというふうに聞こえるわけですが、これはもう少し詳しく教えてもらいたいのですが、例えばその親族とか、そういった関係者がいても、相続を断ったという、そういうケースなののでしょうか。それとも本当に全く誰も親族も何も見つからなかったというような状況による2件なののでしょうか。

住民税務課長 細部につきましては、大場補佐より説明いたします。

住民税務課長補佐 固定資産税については6件、軽自動車税については1件の不納欠損にいたしました。

軽自動車税については、相続人たる人がいましたけれども相続放棄の手続をとられておりました。固定資産税については、5件のうち相続放棄がとられているものもありましたし、全員死亡ということで誰も相続人がいないといったケースもありましたけれども、5件の内訳は、今、手元に資料がありませんが、そういったことです。

固定資産税については6件、軽自動車税については1件です。

7番 ちなみに、こうした、よく詳細がわからないという答弁の中で再質問はさせていただくので、ちょっと質問の内容がわかるかどうかわかりませんが、例えば、そういった軽自動車税が、相続人がいるけれども放棄した。あるいは固定資産税も、もしかするとそういったケースがあるかもしれません。そういった場合、その物件というのは町が徴収したんですか、できるんですか。

住民税務課長補佐 相続放棄という手続を裁判所から受けて、許可を受けていますので、固定資産税については、誰かほかの名義になるまでは課税をして不納欠損、同じように軽自動車税も課税して不納欠損というふうな形の取り方になります。

委員長 ほかにございませんか。

4番 同じページ、同じ款項目の軽自動車税で、これ前に聞いたような聞かないような記憶なので、ちょっと確認のためにもあれなんですけれども、軽自動車税は、軽自動車から農耕車両、バイク等々までであろうかと思えますけれども、今現在、台数を教えてくださいと言ったらか

なりの台数になろうと思いますので、ある市町村で、農耕車両が各家庭にどのくらいあるのか、職員が訪問してチェックして、ナンバーを交付しないとイケないよというチェックを歩いている市町村があることをお聞きしたのですけれども、当町では、そのほうの確認という関係についてはどのようにしておられますか。

住民税務課長補佐 軽自動車税の農耕用の課税につきましては、トラクターとかコンバインになるので、それは申告により課税というふうな形で、今のところ取っております。

4番 自己申告が基本であって、正規に申告して税金を払って農道を、自宅からちょっとした農道でも走るためには、いろいろな関係、安全性の面でもナンバーを交付してもらうのが当たり前だと思いますけれども、なかなかそれが申告漏れている部分が、ある程度の農家に、今まで払ってない分の税金を払えというふうな形になるかもしれないんですけれども、そこら辺の確認、市町村でずれがあるという、基本的には自己申告なんだろうけれども、そこら辺、行政間で、その面に関しての何か指導というようなものは、上のほうからはあるんですか。

住民税務課長補佐 農耕用に関しましては、農家の方の台数になりますので、確定申告または住民税の申告のときに控除になることも兼ねて、その時期に確認をとらせていただいております。

4番 やはり、できればナンバーを交付して、適正な道路交通法に従って所持するのが当たり前だと思いますので、今後ともその面については強く指導をしていただきたいと思いますとともに、機械販売業者等が当町にもあるわけですけれども、保有台数等チェックするのも1つの手であろうかなと思いますので、確認のほど、ひとつよろしくお願いします。

住民税務課長補佐 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

3番 40ページになります。雑入ですけれども、これ備考のほうに書いてある欄を見ますと、最上広域分担金過年度分還付金として424万4,000円になっていますけれども、これは、これまで払い過ぎていたから還付されたというふうなことでしょうか。

総務課長 これについては、まず1つが27年度分のリサイクルの資源関係についての売り払いの精算があります。それが132万5,000円というふうなことになりますけれども、それから広域のほうに負担している全体の精算がされておりますけれども、その分が291万9,000円になっております。その内訳については、事務費が36万2,000円など、項目ごとに整理をされております。そういったことで、過年度分の整理と、それからリサイクルの売り払い分の整理というようなことになりまして、それらが精算されているというようなことです。

3番 過年度分というふうなことで、そうすると、何年間にわたっての過年度分になるわけですか。

総務課長 1年ごとの精算になります。

3番 27年度を見ますと、27年度も54万5,000円の還付になっておりましたけれども、そうすると、毎年こういうふうなことで還付というふうなことは、多い場合にはなされるというふうなことでよろしいんですか。

総務課長 毎年精算しますので、そういったことになります。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、16ページ、17ページのまた同じ項目、ちょっとまだ理解できないところがあるので質問いたしますが、この不納欠損というのは問題になっているわけですから、例えば2,000円の軽自動車税ってトラクターのことではないかなと思うんですけれども、そういったものが相続人がいないとなった場合、そういったものを没収するとか、その所有権というのですか、そういうものまでも手放すというのですか、税金を払わないわけですから、所有者もいないのですから、それは当然、町が没収するというような考え方で、不納欠損なりのトラクターを処分すれば、それは町の収入になるのではないかなというように思うんですけれども、そういった、その後、所有者がいない場合の、固定資産税もそうですけれども、その後の対応というのが、町の対応が見えないわけなんですけれども、どういうふうな対応をとられているんですか。この取れなかったものの、そのものの、その後の対応というのは。

住民税務課長 この現年度分の2,000円については、詳細については、この時点では資料がないのですけれども、過年度分等々につきましては、債権差し押さえ等は実施しております。28年度につきましては、所得税の還付金の差し押さえ15件、あとは農業関係のいろいろ補助金があるんですけれども、その件は2件、あと預金からも7件ということで、差し押さえといえますか、それで成果を見たということで考えております。以上です。

委員長 若干、休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時44分 再開

委員長 再開します。

住民税務課長補佐 地方税法においては、町のほうでどうこうというのはできないので、物があ
る限りは課税して不納欠損というような繰り返しになるというふうな形になります。

町で没収するということはできないことになっております。

7番 ちょっと固定資産税は難し過ぎるかもしれないので、例えば、軽自動車税の2,000円を課税して不納欠損ということは、来年もこれが出てくるということですか、決算に。その物がある限り。

住民税務課長 廃車の手続をとらない限りは、また同じような形で出てきます。

委員長 7番よろしいですか。ほかにございませんか。

4番 33ページ、15款2項5目、33ページの一番上です。前のページからの多面的機能支払交付金事業費補助金2,299万7,653円のその下なんですけれども、推進費が102万円になっております。これ、昨年度の決算で支払交付金の額は同等ですけれども、推進費、昨年度は220万のところ、102万になっている、半分以下になっているというのは、この多面的機能が直接支払いで一本化になったので、昨年は推進する必要性があつて費用が多くて半額以下になっているのか、そこら辺の確認をちょっとしたいと思います。

農業振興課長 多面的機能支払推進事業費補助金の102万でございますけれども、事務費にかかわる部分の補助金でございます。交付金とはまた別に事務的な補助金の内容になっております。以上です。

4番 それは理解しているんですけども、交付される金額が半分になっている、極端な理由というのは何かあるわけなんですか。

農業振興課長 大変申しわけございません。資料ちょっと持参しておりませんので、確認をして報告をさせていただければと思います。

4番 支出のほうでは、ほとんど昨年同様な形で需用費等で若干、かなり去年も少なく使われている部分がありますけれども、推進費が減ったから推進する力も減らないで、しっかり推進するべきだと思うんですけども、何でもこういうふうになったか、後で理由をお聞かせください。

委員長 それでは、ただいまの件につきまして、詳細についての資料ということで後ほど配付をしたいと思います。ほかにもございますか。

1番 40、41ページです。20款1項5目雑入でございます。40ページのほうに最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金ということで77万9,600円ございます。ドクターヘリの出動回数と、それにかかわる誘導された人数をお聞きします。

住民税務課長 出動回数については、手元に資料等ないんですけども、ドクターヘリの誘導業務の補助金ということで、今、お願いしている方が、6人の消防職員OBの方がおります。昨年度の出動回数については、後で確認して報告させていただきます。

委員長 それでは、ただいまの件につきましても、後ほど資料として提出をお願いします。ほかにもございますか。

2番 34ページ、35ページ。16款2項1目不動産売却収入470万とありますけれども、これほどを売却したのかお聞かせください。

総務課長 これについては、内山のほうを想定して予算を取ってございましたけれども、これが昨年度中は売れずに、収入としては入ってこないというようなこととなります。

委員長 よろしいですか。

済みません、申し上げます。先ほど資料提出と申し上げましたが、資料請求になりますので、

後ほど整理をしまして、質問された委員のほうに報告をお願いします。ほかにございせんか。

7番 38ページ、39ページの20款1項1目1節延滞金収入済額、39ページになりますけれども11万1,791円というのがあります。この町税の延滞金の、まさに読んで字のごとくだと思うのですが、この延滞金のパーセンテージというのは町独自で決められるパーセンテージですか。それとも、もうそういう延滞金というのは全国的に、あるいは県でとか決まっているものなのですか。

住民税務課長補佐 国からの通達で決められております。

7番 ちなみに、この延滞金というのは年の計算ですか。それとも残高不足で町税の支払いが1カ月とか2カ月おくれてしまったというものに対しても、私、何か1回だか通帳の残高不足だかで10円だか20円だかの払ったような記憶があるんですけども、そういったものが存在するかどうか、ちょっと質問します。

住民税務課長補佐 延滞金の計算の基準となる日が納期限から始まりますので、納期限に対してそのときに払うべき税額に率が掛けられます。年率です。

7番 3回目の質問として、徴収方法として、ここの税率を変えられないのであれば、やはり少し、今払えば少しそこら辺の延滞金分は少し免除してもいいよというような、ある程度、納税を促すような方策があってもいいのかなというふうな気がしているんですけども、不納欠損にするよりは。例えば、このパーセンテージを町が変えられるのだったら変えて安くしてもいいのではないかなという気はしたんですが、それができないんだったら、その分ではないですけども、町税、もとの分を少し何割かでも減らしてでも税収を確保できるのだったら、そういうふうな方策をとって収納率を上げていけないものかなというふうに思ったこともあるんですけども、そういったのはできないわけですか。もとの税収分の繰り越し分を少し減免するというようなことができないのかという質問です。

委員長 済みません、そのもとのというのは、延滞した額を少し減額しろという意味。もとの額は、それはできないんじゃないの、それは。（「本税」の声あり）本税なら、それはちょっと難しい、俺が答えるわけじゃない。

住民税務課長補佐 それは決まった税額と税率なので、それはできないことになっております。

委員長 ほかにございせんか。

4番 40、41ページ、20款5項1目、下から7段目ぐらいで芸術鑑賞教室負担金18万7,500円とありますけれども、これはどこからの負担金の収入であるのかをお伺いします。内容を。

教育課長 これにつきましては、毎年1回、芸術鑑賞、小学校、中学校でございます。それは町独自でやるのではなく、今、最上管内で数校集まって新庄市を中心にやっております。実施しています。その生徒分の人数の負担金であります。全額負担ではなくて、子供たちから

半額の負担を回収しております。それで2分の1は町で負担して芸術鑑賞を実施することになります。（「その額はどこからくるんだと」の声あり）済みません、鑑賞する生徒個人からの負担でございます。

4番 それは、舟形町の公民館とかで映画鑑賞するやつではなくて、市のほうというか広域のほう連携してやっているやつなんですか。例えば、支出のほうで中央公民館で映画鑑賞、参加48名とかってこんな感じであるけれども、一旦、生徒から会費をいただいて、あとは、その分に町の分を足して払っているという形になるような鑑賞の会があるんですか。

教育課長 そうです。町独自のやつではなく、数校、新庄市を中心に、今、4校ぐらいですか、分担金を出し合って1カ所でやっているということになります。町独自の映画観賞とかは、また別です。

4番 それは、対象学年とか年回数何回とかあるんですか。

教育課長 鑑賞については、小学校1年生から中学校3年生までの鑑賞になります。それで、鑑賞については年1回でございます。

委員長 ほかにございませつか。

1番 34、35で16款2項2目物品売払収入でございます。ここに物品売払購入（書籍等）4万4,268円でございます。これの詳細をお聞きしたいと思います。

総務課長 若鮎Tシャツ分として9,180円、つや姫の450グラムの米のパックが486円、亜炭の写真、舟形のあゆみの冊子でありますけれども、その書籍が5,800円になります。残りについては、舟形の昔話の冊子になります。

1番 そうすると、パッケージも入っている、米の。書籍でなくて「等」の中にパッケージも入っているということによろしいんですか。（「はい」の声あり）

委員長 よろしいですか。

ここで1時まで休憩をとりたいと思います。

午後0時01分 休憩

午後1時01分 再開

委員長 それでは、審査を再開いたします。

住民税務課長 先ほど、1番議員からのドクターヘリの出動件数についての質問にお答えしたいと思ひます。

28年度の出動の件数は5件であります。内訳は、平日日中なんですけれども2件、あと土日祝日、消防職員OBに委託している件が3件、合わせて5件です。以上です。

農業振興課長 4番議員の多面的機能支払推進事業費補助金の平成27年度220万に対して、28年度102万円に減額の要因のご質問にお答えしたいというふうに思ひます。

要因としましては、国の予算編成の都合でございます。全体予算で28億9,900万ほど事業費が圧縮されております。その中で、推進費のほうが2分の1ほど減額されているというふうな現状でございます、このような減額になっているというふうなことでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き歳入の審査に入ります。質疑ございませんか。

9番 22、23ページの使用料についてお伺いします。

総務使用料でございます。収入未済額30何万とありますけれども、この内容をお聞きします。

委員長 34万何がしは、総務だけではなくて全体の未収ですが。

住民税務課長 2目衛生使用料について、収入未済額1万円とありますけれども、それについて私のほうから説明します。

1件分の斎場使用料につきまして未納ということです。滞促して訪問、あと携帯電話等お借りして要請いろいろしましたけれども、その結果、納めていただけなかったということです。1件1万円分です。以上です。

地域整備課長補佐 4目土木使用料になります。公営住宅使用料現年分1件3万6,800円。滞納繰越分が3件分で29万8,500円となっております。

9番 使用料の滞納分としては、公営住宅の使用料が大半を占めていると思うんですけども、この使用料の収納に対しては、いろいろな収納手段を使いながら収納に努力していることはわかっておりますけれども、監査報告でありましたとおり、町の貴重な財源でありますので、収入には特に努力してくださいという監査報告にあったとおり、今まで町職員が一生懸命に収納に努力している姿はわかりますけれども、毎年のように、監査報告の中で未収、不納欠損額の減少に努めてくださいという指摘がありますけれども、その指摘がありながら、なかなか収納率が上がってこないということに対して、何か、どこに問題があるのかなと思うので、その問題点、もしわかりましたらお聞きしたいと思います。

地域整備課長補佐 住宅の使用料滞納繰越分につきましては、本人と十分話し合いの上、毎月着実に収納するようなことで努力しております。

委員長 伊藤補佐、今、叶内委員が言っているのは、それはわかるんですけども、何で毎年毎年滞納が発生するのか、どこかに何か原因があるのかということを知っているようなんですけども、総体的に。この分についてどうかというのではなくて。

町長 公営住宅のほうにつきましては、やはり住宅困窮者の方が多く町営住宅に入っている関係で、いろいろと生活的に厳しいときがあったりするものですから、一時的に使用料を納めていただけないというときがありました。大口の方につきましては、先ほど伊藤補佐のほうからありましたとおり、お話をさせていただいて、分割納付をすることで、毎年きっちり納め

ていただいております。その点については、一気に返納するということはできませんので、あと何年かちょっと具体的にはわかりませんが、完済する見込みであります。

そして、そういう状況でありますので、極力使用料については、いろいろとその方とお話をさせていただきながら、不納欠損にならないように対応しているところでございますので、その点について、34万5,300円の大半は滞納繰越分の使用料というふうなことで、29万8,500円であります。こちらのほうについては、先ほど申し上げましたとおり、返済の計画が立っておりまして、毎年返済される見込みでございますので、ご理解をいただきたいというふうなことで、当該年度分の使用料等が3万6,800円出ておりますけれども、これらについても入居者の方々といろいろとお話をさせていただいて、完納するように進めていっているところでございますので、その点についてご理解をいただきたいというふうに思います。

9番 今の答弁ですと、土木使用料についてはいろいろな計画的な回収の見込みがあるということでもありますけれども、また町税や固定資産税も結構滞納額が多々あります。毎年不納欠損という形で欠損処理しているのが実情でありますけれども、これも今、土木使用料と同じで計画を持った回収に努めていただきたいと思います。強く要望します。

委員長 答弁は。（「要らない」の声あり）ほかにございませんか。

7番 32、33ページの県支出金、15款2項8目教育費県補助金、中段ごろです。その中の33ページの一番右端の中段ごろの山形県孫育て交流サロン創設事業費補助金50万円、これについて、どういった事業に使ったのか質問いたします。

健康福祉課長 この予算につきましては、去年補正予算で確保させていただきまして、保育所の備品購入のためにつけていただいた予算でございます。世代間交流ということも含めまして、いろいろな意味で保育所を活用するための備品購入費でございます。以上です。

7番 ここに来て初めてこういう補助金だったんだなど、補助金名、私知ったんですけども、この交流サロンの創設という、この言葉の意味からすると、何かこういう建物とか部屋とかそういうものを整備して、孫と交流する、子供と交流する、そういう施設をつくるというようなイメージなんですけれども、備品に充てるというのは、この使用目的に合っているということなんでしょうか。

健康福祉課長 この補助要綱そのものが備品に充てるというふうな要綱になっておりますので、要綱に従って活用いたしました。

7番 副町長、これ県からの補助金のようにですけども、備品を買うだけで孫育て交流サロンの目的にかなうんですか。

副町長 手元に資料がなくてあれなんですけれども、たしか、私の記憶をたどれば、ハード事業でなくて、孫育てとか世代間交流のためのソフト事業のための整備というふうな補助金だったというふうに記憶しております。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

8番 40ページ、41ページの雑入、その中の、先ほど最上広域の質問があったんですけども、負担金、過年度の負担金というのがあったんですけども、その下、後期長寿・健康増進事業補助金約30万円、これの中身を教えてください。

健康福祉課長 これにつきましては、毎年、本町で健康カレンダーをつくっております。その健康カレンダーをつくる経費に対しての補助金、県のほうからもらっております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

次に、一般会計歳出の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款議会費について質疑審査を終結いたします。

次に、第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 51ページ、一般管理費ですけども、この中で職員採用試験事業で9万4,480円になっております。現在の職員数というのは何名いらっしゃるんですか。

総務課長 4月1日現在でありますけれども73名ですが、6月末に2名退職されておりますので、職員数は71名になっております。

3番 27年度は職員採用試験を実施して、採用者が6名というふうになっておりますけれども、今年度も採用試験を実施する予定ですか。

総務課長 採用試験をするべく、今月中に採用試験を統一試験日に実施します。

3番 そうすると、最終的に職員数を何名までにしようというふうな考えでおられるのかお聞きします。

総務課長 前回、前々回でしたか、議会の答弁で町長が申し上げましたとおり、90名前後が適正ではないかというふうなことでお答えをしておりますけれども、今、必要人数等を行政改革も踏まえて、いろいろ検討をしているところであります。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、54、55ページの2款1項5目、55ページの上のほうの負担金補助及び交付金・本町流雪溝管理組合負担金1万円になっておりますけれども、この1万円という負担金なんですけれども、この考え方について質問します。

あそこの流雪溝は町のもの、でも流れは組合員が管理するというふうになっているんです。その組合員に1万円を払って町側も一緒に管理する、仲間になったという、そういう意味合いでしょうか。

総務課長 町のほうでも、中央公民館の前とか、それから町営駐車場とかありまして、そのところから流雪溝のほうに捨てている部分がありまして、その管理組合のほうから、町のほうの負担金として支払ってほしいというふうな要請がありまして支払っているものであります。

7番 当然、はっきり言えば最大の町営駐車場とか職員がとめているところ、町の方がとめるところの駐車場、あるいは公民館の雪の量を考えると、最大の投雪者なんですよ、町というのは。それはいいと思うんです。そこしか投げるところがないですから。ただ、その流れはその周辺住民が管理しているわけです。その仲間に入っていますよという、そういう意味合いですかと質問したんです、第1問目に。我々も一緒に、流れを一緒に組合員とともに管理しますよという、そういう意識はありますかと、こう聞いているんです。

総務課長 今の質問については、検討したことはございませんけれども、町のほうで管理するというわけではなくて、管理組合さんのほうで水を大堰のほうからいただいて流していることについて、管理組合さんのほうで管理しているわけでありまして。それで役場のほうも応分の負担をしてほしいということだったので、町のほうが、今、その管理組合のほうに入って一緒にするというふうな考え方は、今のところ持っておりません。

7番 だとすると、持つべきだと思います。というのは、年に雪が多いときは二、三回詰まります。雪が詰まって、側溝に詰まってあふれて道路に流れ出してぐじゃぐじゃになるんですけども、それを沿線の人たちが集まって、その雪かき、詰まった側溝の雪とりをします。それができないと、消防をお願いします。消防をお願いする前には、その沿線の住民の方の雪かきというものに、役場職員の方々が出てきたというのをほとんど見たことがないんです。つまり、先ほど言いましたように、公民館でもかなりの量を投げる、捨てる。今度は町営駐車場の雪もどンドン捨てると。そうなってくると年に二、三回、去年はたまたま少なくてないんですけども、年に二、三回は詰まって、沿線の人たちが出動して、そこを掘るんです。そこに流雪溝の組合員とともに、やはり一番最大限に捨てている方々なんですから、やはり何名か出てきて、ともに流雪溝の側溝の雪とりをしてもらいたい、そうすべきなんだというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

総務課長 そのところが水上がりになった場合については、町のほうに最初に連絡が来て、地域のほうも対応していただいているわけですが、役場のほうも消防のほうに要請したり、管轄である6部のほうの消防をお願いしていますが、役場の職員も消防に入っている職員がおりまして、役場の職員出ているはずでありますけれども、そういったことで出ていないというふうなことであれば、一応、そういったことについては、水上がり、道路関係の側溝

ですので、水上がりの対処については、基本的にはうちのほうも関係ないとは申し上げませんが、一緒になってやっていこうというようなことで考えております。

また、駐車場については、今、星川さんのほうに委託をしておりますが、機械除雪ですので、機械でそこになるべく入れないよというお話もしています。ただ、どうしてもやむを得ないときには入れておりますけれども、川のほうに持って行って、佐藤さんのところに持っていっているときも見受けられていると思いますが、なるべく機械なので、固まるので、そちらのほうには入れないよというふうなことでお願いをしているはずですので、公民館前のスノーダンプでする部分については入っていると思いますが、大きくどさっと入れるというふうなことは、今のところしていないということです。

水上がりについては、役場のほうもそれなりに対処するというふうなことで、消防団を要請したり、そういったことでやっているつもりではありますが、なお、そういった場合については、危機管理のほうと相談しまして対処をしてみたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

1番 62ページ、2款1項14目職員研修でございます。ここに86万2,274円という支出済額がございます。舟形町の主要な施策の成果報告書の15ページに、事業内容ということで山形県市町村職員研修所及び最上広域における研修というふうなことで、①、②、③とございますけれども、この①の研修でございます。44名受講ということでございますけれども、この中の接遇研修と人事評価に係る評価者研修、この2項目についてお聞きしたいと思います。

接遇研修と人事評価に係る評価者研修は、これは山形県の研修か広域の研修か、まずこれと、あとこれに参加している役職というか部署というか、で何人研修に出席されているかお聞きしたいと思います。

総務課長 これについては、山形県の市町村職員研修所で企画されたものに町のほうで参加をしているものであります。

接遇研修については2回ほどありまして、新採3年以下等の職員を対象に6月2日、3日になりますので、そこのところで仕事が大変忙しく、当たっている職員を除いて3年以下の職員を中心に研修に行ってくださいしております。6月2日については3名、6月3日についても3名の職員から接遇の研修を受けていただいております。

それから人事評価の研修でございますけれども、これも2回ありますけれども、これについては評価者研修でありますので、課長職を研修に行ってくださいしております。5月23日には3名の課長さん方、それから7月28日は4名の課長さん方が行っていただいているというふうなことであります。

1番 人事評価に係る評価者研修ですけれども、これはそうすると7名で、全課長さんが参加したということによろしいでしょうか。

総務課長 去年どうしても行けなかった職員がおりまして、7名だけの参加になったというふうなことでございます。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

3番 51ページ、2款1項1目ふながた応援事業、この中で舟形町東京友の会運営費補助金20万円とあります。この20万というのは、これまでも出していた補助金になるわけですか。

総務課長 28年度から初めて運営費補助を出しているものであります。

3番 これは、ふながた応援事業というふうなことになっておりますけれども、この東京友の会というのはいつから始まった事業ですか。

総務課長 手元にございませんで、後ほどお答えをしたいというふうに思いますけれども、もう数十回になっているものであります。

3番 せっかく、ふながた応援事業というふうなことで、こういう団体があるわけです。27年度までは補助金がなかったと。初めて28年度に20万円の補助金を出したと。どうして今まで出していなかったのかなど。私、不思議でたまらなかったんです。この補助金というのは、29年度から増額するつもりはございますか。

まちづくり課長 東京友の会につきましては、今年度、先般のお知らせ版にも掲載して周知してございますけれども、10月に総会とあと舟形祭りというふうなことで、東京で出身者の方々、東京友の会というふうなことで集まっております。それに今年度、こちらから一般の町民の皆さんも、ぜひ参加していただきたいというふうなことで、昨年いろいろと検討して、今年度、その旅費の支援というふうなことで半分助成して、今、7日までなんですけれども、募集をかけているところです。

ただいまのは、今年度増額して、今回対応しているというふうなことです。補助金を新しく設定して盛り上げるというふうな支援を今年度考えているというふうなことです。

今までなぜしてこなかったかの点につきましては、総務課長のほうから。

総務課長 改めて補助金というふうなものについては、先ほど申し上げましたとおり28年度から出しているわけですが、他町村の調査をしまして、他町村よりも少なかったということもあって、それで補助金を創設をして出しているというふうなことであります。

それまでは出していなかったのかということでもありますけれども、それまでは、町のほうの交際費で、町長、議長さんそれから担当の総務課長が行くときについては、ご祝儀として交際費のほうから10万を持っていっているというふうなことでありました。補助金としては昨年からやっておりますけれども、それ以前はご祝儀という形で10万でありましたけれども、それを金額をふやしているというふうなことになります。

委員長 ほかにございませんか。

9番 54、55ページのまちづくり推進費についてお伺いします。

この中で、地域おこし協力隊事業についてお伺いします。

成果表を見ますと、28年度は4名体制で地域おこし協力隊事業を行ったと。そして、その中で2名の定住者がおったということで、大変喜ばしいことだなど、そのように思っております。

先ほどの町長の話では、9月いっぱい、今年度1名の方が地域おこし協力隊が期限切れになるというようなことでありますけれども、28年度の成果を踏まえながら見ますと、29年度、30年度に向けて、また4人体制で協力隊採用をお願いしながら、各町内会、また地域の活性化に努めていくのか、その辺お伺いします。

まちづくり課長 今年度4月現在では、3名でございます。9月、今月いっぱい1名任期満了というようなことで、この方につきましても、ふるさと納税関連の事業等、あと農業者と連携して事業をするような内容で考えておるようです。

その方が抜ければ2名体制になります。ただ現在、もう1名農業関係の協力隊というふうなことで募集を随分、3回ほど延期して募集をかけておる状況でございます。

9番 地域協力隊の人件費は、ほとんど国からの交付金で賄っているのかなと思いますので、できれば4人、目いっぱい採用しながら、そして若い優秀な人材を、舟形町に定住するような方を募集をかけて採用していただきたいなと思います。その辺の考えありましたらお願いします。

まちづくり課長 先ほども申し上げましたとおり、1名今募集をかけているというふうなことで、農業関連ですけれども、今、応募で問い合わせも今回来ているというような状況でございます。ぜひ、応募いただけるように周知とも図っていきたいというふうに思います。

9番 現在3名という話になるのですけれども、国の枠いっぱい、私は何名かわかりませんが、枠いっぱいの人を採用しながらやっていただきたいと思います。

まちづくり課長 枠は別にございませんので、特別交付税のほうに1名400万というふうな算定の仕方になっているだけでございます。町としても、いろいろな部門がございますので、そういったところを少し精査しながら募集をかけていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

4番 同じ款項目になりまして、次のページ、57ページをお開き願いまして、備考欄の4番集落支援員事業と、5番地域づくり支援事業がありますけれども、28年度当初の予算書の中では、この間に空き家対策事業203万2,000円があったのですけれども、これはどこかに移動したのでしょうか。

まちづくり課長 当初予算のほうにございまして、空き家対策の解体事業補助だと思っておりますけれども、使われていないというふうなことで、ここに出てこないというふうになっているようです。

19節不用額のほうに243万ほどの不用額が出てございますけれども、この内訳が、空き家解体補助の今年度使われなかったので、金額的にはここにしか出てこないというふうになっております。

4番 そういうあらし方ができないのかなど。要するに、空き家対策がどこの款項目になるのか、さっきから随分決算書を見て探して、予算書を見ればすぐに確認できたんですけれども。去年、1件につき200万とかという形の中で予算計上したけれども、使われなかったということについて、なぜ空き家が多くあり、危険家屋があり、それでもって予算を増額してまでも使われないという理由は、どう感じておられますか。

まちづくり課長 地域整備課の所管になるのですが、実は、やはり非課税世帯が対象だというふうなことになっておりまして、財産をそのままにしておくというふうなことで、解体したいが経費はかかる、そういった経費に補助というふうなことで危険空き家の解消というふうなことで行政は考えたんですけれども、あくまでもやはり納税者であって、そういう方が納税もできないというか、非課税世帯を対象にしての事業でしたので、そういう残っていらっしゃる方、危険空き家をお持ちの方ですけれども、ある程度課税世帯であったというふうなことで、該当がないのかなというふうに思っております。

4番 まちづくり課長が答えていて、所管は地域整備課だと。それはいいんです。ただ、この中で決算書を見るに、空き家対策の予算があったのに決算書でなくなっているから、探しに苦慮したというような範囲であって、これは何らかの形でマイナスして空き家対策では使われなかったというふうに書きあらわすことができないのかなというふうな、ちょっと思いがあって聞いた。

質問の内容としましては、今、課長が言ったとおりに非常に使いづらい予算です。増額したものの申し込みはない。これは、今言われたとおりに、そこからお婿さんなりお嫁さんなり嫁いだ方が町外にいたとします。申請しても、その方が非課税でなければ、要するに利用できないんですよ。そこの父ちゃん母ちゃんがなくなって完全に空き家だと、世帯主ももいないと。だけれども、相続権者という人が放棄しない限りは、相続権利があるからその人が非課税でないことには、その補助金は使えないんですよ。非常にもって使いづらい助成金です。枠はいいけれど。そういうことをしっかり見直して、今、緊急的に対応しなければいけない空き家対策に対しての対応が全くなっていないような気がします。それに対しての対策はどうなっているんですか。

町長 委員がおっしゃられることは重々理解しておりますが、今の現行制度の中では、先ほどまちづくり課長が申し上げているとおりでございます。ただ、町のほうとしても、そういう事態をいつまでも野放図に見逃すということとはできないだろうというふうに思っております。

そういった面で、危機管理室を中心にしながら、今、どういうふうな制度でいいのかという

ふうなことで制度設計をしながら、できれば早いうちというふうなことでは思いはあるんですが、遅くとも来年度の新年度の予算には反映できるような、そういう条例等の体制整備を進めていきたいというふうに、今のところ思っているところでありますし、今、進めているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

4番 ご配慮いただきましてありがとうございます。

来年度の予算と町長はおっしゃいましたけれども、これは一日でも早く、一年でも早く処理しないと、やはり危険を生ずることであって、できればそれを利用したい意思の方がいるかと思えます。町に相談に来ている方もおろうかと思えます。ぜひ、来年度と言わずに今年度改正しても、条件を変えて改正しても、今年度あたりから、できれば空き家対策に親戚縁者の方々が協力しながら対応していけるような条例を改正するか、補助金規定を改正するか、やっていく方向性が急務だと思いますけれども、改めて考えはどうでしょうか。

町長 役場で、やはり行政側がそういった制度をつくる時には、大所高所の観点から、ある程度のラインを引かなければならないということもございます。その点については、先ほど7番委員からもありましたけれども、財産の処分した後の利用というふうなことも含めて考えて、町としての考え方をそこに投入できるかどうかというものもございます。それらをやはり検討する必要がございますので、若干時間を要しているというふうなことで、その急務な利用については、その内容をお聞きしているところでございますので、その点については十分承知しているつもりですが、やはり、個別の案件だけで制度設計をしてしまいますと、いろいろアンバランスなことが生まれてきますので、先ほど申し上げましたとおり、大所高所の観点から制度設計をしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それではなしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

午後1時59分 再開

委員長 審査を再開いたします。

次に、第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 77ページ、民生児童委員福祉活動事業の中の(2)民生児童委員活動費報償189万6,000円

というふうになっておりますけれども、民生児童委員の、やはり担当しているところというのは、各町内によって人数は大分違うと思いますけれども、少ない町内で何名ぐらい、多いところで何名ぐらいいらっしゃいますか。

健康福祉課長 民生児童委員につきましては、全町で24名の方がおります。各集落別に担当区域があるわけですが、一番少ない方と言われますと、西又と松橋で1人おりますので、その多分世帯が10世帯、10世帯、全部で二十一、二世帯だと思いますので、そこが一番少ないかと思います。

それから一番多いところとしましては、第3、第4町内会、それから木友、西堀というところが世帯数が多いので、もしかすると第3町内会が150世帯ぐらい持っているのかなと思います。そういった持ち世帯のばらつきはありますが、集落単位で担当しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

3番 やはり、100世帯以上というふうになれば、これ物すごい負担だと思います。成果報告書、これを見ますと、事業内容で灯油助成金の配布も行ったというふうな事業内容があります。この灯油助成金の配布も民生委員の方がなされているわけですか。（「何ページですか」の声あり）25ページです。

委員長 成果表25ページだそうです。

健康福祉課長 去年、灯油の配布も行いましたが、民生児童委員の方に配布してもらっております。先ほど第3町内会のほうに1人と申しあげましたが、第3町内会のほうには2人民生委員が配置になっております。以上です。

3番 先ほど、課長の答弁の中で、今年度は新しく10名、新しい方がなられたと、28年度ですね、新しくなられたというふうなことですけれども、やはり24名中10名が新しくなれるということは、民生委員として非常に仕事がきついのかなというふうに、私、想像するわけですが、その辺はどのような認識でいらっしゃいますか。

健康福祉課長 民生児童委員、児童から老人から障害者からと、生活困窮と多岐にわたっておりますので、大変な業務だと思います。

10人の方が今年度から新しくなりまして、毎月定例民協がありますので、その場で研修会をしたり、いろいろなモチベーションの向上を図りながら、24名の民生委員の方々に頑張ってもらっておりますし、これからも頑張ってもらいたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

7番 86、87ページ、民生費児童福祉費の中の87ページの中段ごろに、害虫駆除手数料7万1,280円というのがあります。これはどういった害虫を何回駆除したのか質問いたします。

健康福祉課長 これは保育所なんですけれども、マイマイガですか、ガが去年保育所のほうで、マイマイガが発生いたしました。その駆除に要する費用でございます。回数は1回です。

7番 私の想像ではハチかなというふうに思ったんですけども、ガということで、特殊な、要するにハチだったら7万というのはすごく高いなと思って質問したんですけども、このマイマイガというものに関しては、やはりこのぐらいの金額をかけなければならないほどの特殊な駆除が必要だったのでしょうか。要するに、ほかの業者とかそういうのを調べたのかということですか。

健康福祉課長 このマイマイガの駆除につきましては、高いところにも巣をつくるものですから、高所作業車をつかったりする必要がございます。したがって、このような金額になってまいります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

2番 88ページ、89ページの4目母親クラブ運営費補助金とありますけれども、この内容をお聞かせください。

教育課長 今のご質問については、うちの沼澤補佐のほうからご説明申し上げます。

教育課長補佐 私、沼澤からご説明申し上げます。

母親クラブと申しますのは、学童を利用している父兄、お母さんたちのクラブなんですけれども、運営の協力というようなことがありまして、各月ごとにいろいろな行事を行ってございます。例えば1年生の歓迎会とか、それから七夕まつりとか、そういった事業を行っているわけなんですけれども、その補助、経費を補助するというふうなことでございます。以上です。

2番 ということは、年代別でも保育園から小学校、中学校までであるということでしょうか。

教育課長補佐 お答えします。学童を利用しているのは舟形小学校の子供たちというようなことでございます。

委員長 ほかにございませんか。

1番 80ページの5目福祉の町推進費でございます。この中で、81ページに福祉の町推進事業の(4)委託料、老人鍼灸マッサージサービス事業3万円とございます。成果報告書の30ページにあります3-1-5、福祉の町推進事業の(2)事業内容でございます。ここに申請者が104名、利用延べ件数17件ということで、申請者が104名、利用が17件って随分申請した割には少ないのかなというふうに思いますけれども、ここのことをちょっとお聞きしたいと思います。何で数字に余りにばらつきがあるのか。

健康福祉課長 この鍼灸マッサージにつきましては、65歳以上の高齢者の方の希望者に交付をしております。例年なんですけど、使わなくてももらうという方が多くて、非常に利用率が低下しております。104名の方に8枚ずつ交付をしております。実際、832枚交付しているんですけど、17枚の利用ということで、わずか2%の利用になっております。この辺、なぜかというふうな話なんですけど、鍼灸マッサージの協会がございまして、その協会に加盟しているとこ

ろでないと思えないというふうなことがありますて、なかなか利用が進まないのかなと思っています。もっともっと利用しやすいような体制を、これから考えていく必要があるんだろうなと思っています。以上です。

1 番 それで、この委託料というのはどこに委託料をお支払いしているわけですか。

健康福祉課長 この券を使った方が、役場のほうに請求するわけですがけれども、その請求事務を鍼灸マッサージ協会の幹事委員のほうで担当しておりますので、その担当の委員のほうに委託をしております。事務処理のほうを委託しております。

1 番 そうすると、協会のほうに3万円を例えば渡して、そこから受けられた委員のほうに分配するとか、そういう形をとっているというわけですか。

健康福祉課長 使われた方の利用料金につきましては、口座振替でそれぞれお支払いしますがけれども、役場のほうに申請をする代行手数料というふうな意味で3万円があります。

2 番 同じ款項目で質問させていただきます。

これ、鍼灸マッサージ券とありますけれども、整体とかそういうものはだめなんですか。

健康福祉課長 鍼灸マッサージだけとなっております。

2 番 町内業者云々というけれども、これは鍼灸師とか、鍼灸マッサージといったって、なかなか舟形町にはあるんでしょうか。私の記憶では、どこにあるのか認識できないんですけども、あるのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 舟形町内にはございません。新庄最上管内の鍼灸マッサージ師会に加盟している方になります。

2 番 というと、新庄市、舟形町にはないということで、町内にないのであればしょうがないんですけども、町内に整体のほうもちょっと開店したところもございますので、町内業者も育てるためにも、整体のほうもこの項目に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

健康福祉課長 今後のことでございますので、来年度の福祉事業を考える上でも、上司のほうと相談しながら検討してまいります。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、なしと認め、第3款民生費について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時20分 再開

委員長 それでは、審査を再開いたします。

次に、第4款衛生費を審査いたします。読み上げ、説明をお願いします。

総務課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 これより4款衛生費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 92、93ページの4款1項4目母子保健推進費の中の、93ページ中段ごろに不妊治療費補助金5万円、これ1名の方が該当しておるようですけれども、この年齢制限とか、そういった補助金の対象、内容というんですか、あと、この方の大体の年代等はこういった方が、この補助金を使用されたのか質問いたします。

健康福祉課長 成果報告書の39ページのほうにも若干載っているんですが、この方につきましては30代の方で、去年不妊治療を行いまして、一般の不妊治療というような形で実施をしております。以上です。

7番 近年、結婚する方の年代が上がってきているということで、この不妊治療の要件が、多分何歳までの方しか受けられないとなっていると思うんですよ。これを町独自で年齢制限を緩和できるのであれば、やはりこれを30代の女性の方に受けていただいてありがたいことなんですけれども、例えば40代までの方なら受けられるとかという、そういう方が非常に多くなっているのではないかなというふうに思うんです。ですので、ここの年齢要件を町独自で変えていけないのかなという、そういう質問です。

健康福祉課長 先ほどの質問で年齢制限の話がありましたが、手元に年齢制限の資料がございません。ただ、年齢制限はあるみたいなので、後でその詳しいお答えをしたいと思います。

また、町独自で年齢制限の撤廃であったり、少し上乘せというふうな形でございますけれども、これも来年度以降の事業でございますので、できれば少子高齢化の時代でもありますので、上司のほうと相談して事業展開を検討していきたいと思っております。以上です。

委員長 よろしいですか。では、後ほど報告するそうでございますので、よろしくをお願いします。ほかにございませんか。

3番 94ページ、95ページ、清掃費清掃総務費ですけれども、清掃事業の中で、清掃監視指導員報償43万2,000円というふうにあります。これは27年度の決算では21万6,000円と、ちょうど倍増になっているわけですけれども、その理由をお聞きします。

住民税務課長 今の質問に対しましてお答えします。

平素監視報償ということで、いわゆる衛生組合長さん方に年額6,000円の支払いをしております。ところが、やはり今までずっと6,000円だということで、予算要求の際に当時の奥山町長のほうから、年額6,000円は安過ぎるということで、倍額の年額1万2,000円にしております。それが28年度から当初予算化しているということで、決算に出ている金額です。以上です。

3番 そうすると、1万2,000円の、衛生組合長さん36名ぐらいいるんですか。

住民税務課長 36名の方です。合計金額が43万2,000円ということになります。以上です。

3番 そうすると、衛生組合長さんが活動をやっているというふうなことだと思うんですけども、監視指導業務、この活動内容というのは、どのような内容になっているわけですか。

住民税務課長 衛生組合につきましては、各町内会のほうに1人、もしくは多いところで舟形第3はお二人いらっしゃいますけれども、主な業務としまして、ごみステーションの管理等々、あと地域によっては冬期除雪が地域の中で当番制にしているところもありますけれども、冬期の除雪、冬場の衛生ステーション、燃えるごみ、燃えないごみ、リサイクル、そのステーションの管理とあとごみの捨て方の指導等多岐にわたっております。以上です。

9番 93ページの弁護士謝礼についてお伺いします。健康増進事業の中の弁護士謝礼です。6万円とありますけれども、この内容をお伺いします。

健康福祉課長 これにつきましては、社会福祉協議会のほうと一緒にあって、弁護士による困りごと相談を実施しております。社協のほうで6万円、健康増進のほうで6万円と折半をして支出をしております。以上です。

9番 年に何回ですか。

健康福祉課長 年6回でございます。以上です。

委員長 よろしいですか。

それでは、審査の途中でございますが、ただいまから2時50分まで休憩といたします。よろしくお祈りいたします。

午後2時32分 休憩

午後2時50分 再開

委員長 それでは、審査を再開いたします。

総務課長 先ほど、石山委員のほうから質問がありました職員数でありますけれども、正職員の人数はそのままよかったのですけれども、再任用が4名おりますのでプラス4名というふうなことで、6月末からは75名になりますので、訂正をさせていただきます。

健康福祉課長 先ほど7番委員のほうから質問がありました不妊治療の件なんですが、成果報告書の39ページをごらんください。

(2) 事業内容の⑧不妊治療費助成とございます。この特定不妊治療というのが、いわゆる体外受精であったり顕微受精ということで県の事業でございます。これにつきましては、年齢制限40歳までは6回まで、それから40歳から43歳までは3回までという年齢制限、回数制限がございます。

それから、一般の不妊治療でございますが、これは町単の事業でありますけれども、これは漢方薬であったり、男性の泌尿器科の受診であったりというふうな、一般的な不妊治療でござ

ざいますが、これにつきましては年齢制限はございません。以上です。

委員長 再開します。4款衛生費質疑、ほかにございませんか。

9番 93ページの健康増進事業についてお伺いします。

28年度から始まった健康ポイント事業について、利用者数と報償金の内容をお伺いします。

健康福祉課長 成果報告書の40ページをごらんください。

(2) 事業内容の⑦でございます。健康ポイント制度とございますけれども、28年度末現在で、ポイントカードの申請者数が305名おまして、ポイントの交換申請者が174名となっております。ポイント交換につきましては、ダンベルとか、あと商品券と交換しております。

委員長 ほかにございませんか。

4番 90、91ページ4款1項2目の予防接種事業の中で、(1) 予防接種健康被害調査委員会委員報酬とありますけれども、いつからこれがあって、どういう形になっているのかお伺いたします。

健康福祉課長 いつからと言われますと相当前からございまして、内容につきましては、新庄市の三條小児科医院の三條加奈子先生のほうにお願いしておりますけれども、予防接種の際のいわゆる副作用というか、いろいろな健康被害があった場合に、相談に乗っていただくための委員の報酬でございます。

4番 女性特有のワクチン接種とか、これもそのうちに入るのかわかりませんが、予防接種等々で被害に遭って、受けた方が体調不良になったときに相談をする相手というふうな形なんですか。

健康福祉課長 体調が不調の場合には、医者の方にかかっていると。そういったトラブルとかいろいろな問題があったときの調査のための先生でございます。

4番 受けた方が直接そこに行くのではなくて、そういう問題が起きるか何かに対しての対応を、処理なりをしてもらうための委員ということなんですか。やはり接種を受けて体調不良になったら、医者に行って診てもらえないわけであって、接種を受けて体調が悪くなったら、ここの医者に行くのかな、三條に行くのかなというふうに、今ちょっと感じたので、ではなく、対応するための委員ということですか。

健康福祉課長 体調不良があった場合は、医者の方に行ってもらいと。ただ、責任の所在とかいろいろな問題に発展するケースもございまして。そういった場合の相談というふうな形になります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。ございませんか。

4番 もう一つだけお願いします。

92ページ、93ページ、款項同じで5目の健康増進事業の中で、下段のほうの(6) 委託料の各種検診委託料1,500万何がし、各種の中身をお教え願います。

健康福祉課長 成果報告書の40ページをごらんください。

事業内容の①のところには各種検診事業とございます。読み上げますが、人間ドックが24回、受診者数が901名、それから地域検診が4回、受信者数が243人、それからがん検診の受診者が胃がん822、大腸がん1,090、肺がん1,303、子宮頸がんが153、乳がん検診が567名、前立腺がんが249名、これらの経費でございます。

4番 節目検診の方々も人間ドックの901名の中に入っているかわかりませんが、要は、ここに受診者人数が書いてあるわけです。下のがん何がしというのは、人間ドックで個人に申し込みをした中で、これも検診したいという意味の数字がここだと思いますけれども、901名受診者ですけれども、対象者比率で受診率は何%になっていますか。各検診に対して。

委員長 対象者というのは、町の受診の対象者と実際に受診をした方の比率という意味ですか。

4番 要するに、会社に行っていれば会社関係で健康診断をする関係上、人間ドックを受けないという方がおられると思います。けれども、家にいる、要するに人間ドックを受けてもらうための対象者として、町で把握している人があろうかなというふうな思いがあるんですけれども、そういう数字を押さえている範囲ではないんですか。逆に申し込んだけれども受けてないでも、それでも、でも申し込まない人は、受診者と対象者と違うと思うけれども、そこから辺で把握になってないんですか。

健康福祉課長 この人間ドックにつきましては、町で受ける方と職場で受ける方がおりまして、受診率の把握についてはいろいろあると思うんですけれども、今、手元にございませんで、後で調べまして受診率等についてお答えいたします。

4番 要するに高齢化社会、人口、舟形町何人いるというところから、ドックの対象者は何歳からだとなってくると、会社で受けようが、個人国民保険で申し込んで受けようが、大体対象者というのは、恐らく出てくる数字があろうかと思えます。この全体の中で、健康診断というか、こういう事業での、事業でなくてもよいかと思えますけれども、受けている人がどのくらいいるだろうかということです。

国民健康保険が今度制度が変わっていく中で、さらに保険率が上がるという想定が懸念されるわけです。それをなるべく抑えるというのは、やはり一人一人が健康を維持していくということが一番大事かと思えます。そういう意味で、こういう事業、1,500万何がしの事業がありますけれども、ぜひ、受診率を向上させるという取り組みが、この28年の結果を見て、29年に対してどういう取り組みをしているかなというふうなことを聞きたかったわけです。と同時に、この1,500万何がしというのは、この3つの、成果表の(2)の①の中での受診者が個人負担した部分に支払わなければいけない上乗せの部分がこの費用なんでしょうか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。また、受診率向上の件につきましては、せんだって国保連のほうの研修会もございまして、画一的に検診の勧誘をしてもだめだと。行動パターン

を4つに分けて、健康に関心のある人、ない人、受診したことのない人、ある人、そういった行動パターンに分けて、それぞれ内容を変えて誘えというふうな指導もございましたので、29年度を踏まえまして、来年度、その受診率向上に向けた考え方も検討してまいります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費につきまして質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩をいたします。

午後3時04分 休憩

午後3時05分 再開

委員長 それでは、審査を再開いたします。

次に、第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5労働費について質疑審査を終結いたします。

次に、第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番 106ページ、107ページ、若あゆ温泉管理費について質問させていただきます。

先般、副町長のほうから若あゆ温泉の水の供給で、お盆の時期に大変なことになったという説明をいただきました。それに対して、ポンプ等を新しく新設して、これからやるというお話でしたけれども、やはり、温泉が開場以来25年たって、ことしから大規模改修に入るわけですけれども、水の供給のほうも25年たっているわけなので、やはり根本的に、例えば予備のポンプとか、これから用意していくつもりはあるのかお聞きします。

まちづくり課長 先般のポンプの故障につきましては、新たにしたというふうな対応と、もう一つは、従来あるポンプをオーバーホールしまして、予備で待機設備として保管してございます。

2番 予備のものを用意するという話を聞いて、まず安心しましたけれども、根本的にポンプだけで済む問題なのか。また、新庄市の温泉施設も閉鎖するという話も聞こえておりますので、また来場者がふえて、それに対して水の供給が怠った場合に、やはり給湯を停止に、お湯だけでなく水もなければ温泉は機能しないわけですので、その辺の対策等は考えておられ

るのかお聞きします。

まちづくり課長 井戸については、量的には問題はないと思っております。ただ、管路の管理について、今後さらに環境がよくなるような考え方がいいですか、検討しなければならないというふうな課題を若干抱えている現状でございます。

2番 やはり、前に質問した振興公社のことで、やはり町民のための福利厚生施設だということを、私も聞きましたので、やはりそこはそうなんだろうと思っておりますので、万が一にも休館に追い込まれるようなことのないように、これからも注視していただきたいと思います。

まちづくり課長 休業というふうな状況にならないように、頑張って管理していきたいというふうに思います。

8番 104ページ、農村環境改善センター管理費について、ここずっと見て、成果表も見たんですが、舗装になりました駐車場、見ていますと、それこそ毎晩のようにナイターで子供さんたちが一生懸命やっております。土曜日、日曜日となると駐車場に入り切れないぐらいの家族の車がとまっています。前にあの敷地の中を砂利のところを舗装してくれというような話をしたんですが、かなり金がかかるというようなことで今まで来たような経過があるんです。ただ、ここ最近、舗装してくれたのかなという感じがするんですが、それがここにはないものだから、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 出張所の前の舗装については、今年度事業として実施をしておりますので、昨年の決算書のほうには入っておりません。

8番 大変すばらしくて、地域の方々も喜んでおります。そして、何よりも子供さんたちの親御さんが一番喜んでおります。舟形の子供さんだけではなく、強いて言えば最上管内の子供さんたちも、大蔵なり新庄なり、たくさん来て競技をしております。1つ私から、あそこは緊急ヘリポートになっているわけですが、土曜日、日曜日、まず満杯にとまっていますけれども、そのときの対応。

それから、今言ったように、毎日のように利用度が高いグラウンドです。たしか、二十何年前ぐらいに澤内建設で、私が工事をやった記憶があるんです。ということは、暗渠なんです。最近ちょっと暗渠が壊れてきたのかなと思って、そしてグラウンドも少し平らではなくなったというようなことで、もし、今年度の予算でやったというならば、ぜひ、砂等を入れて、もう少し整備してほしいというのが地域住民の考え方でありまして、そこら辺の考え方、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 グラウンドの活用については、いろいろな利用者の方々からのご要望がございます。砂の投入というふうなことも若干聞いておりますけれども、一応、ヘリポートとの兼ね合いもございましたので、十分検討して対応させていただきたいと思っております。

8番 今、あの敷地の中に建設業者の事務所が建っています。たしか、沢内川の災害で建築業者の事務所が建った。そのときに私、議会の中でも皆さんにお話ししたんですが、緊急時にどうするんだと。別の場所をヘリポートにするんだというならばわかるんですが、業者さんの作業現場の事務所、例えば今建っているのは富田の用水路の現場ではないですか。休耕田なり、少し太郎野の方面に上がっていくと畑なり、場所はあるんです。何で、今言ったように、非常に利用度の高い子供さんたちが喜んでやっている場所に、建築現場の事務所を建てなければならないのかと。これは、住民からの質問なんです。そこら辺の考え、ちょっと聞かせてください。

総務課長 昨年も飯場小屋を建てたわけですがけれども、防災ヘリには支障がないようにというふうなことで、道路側のほうにしたところでしたけれども、今年度駐車場を整備して、いっぱい駐車するというふうなことがありまして、今回も貸してくれというようなことがあって、冬期にも差しかかるということで、道路沿いというふうなことなんだろうと思いますけれども、今回は、前に除雪機械を置いていたところ、西側のほうの新しく駐車場を整備したところではないところに、一応支障がないというふうなことの判断で、そこに許可をしたところでありましたけれども、今後、今回は許可をさせていただきましたので、今後そういったことの支障があれば、その土地については、今後貸さないとかいろいろなことを検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

8番 ぜひ、これは住民の方からの、私、問いかけを受けたものだから、町長もご存じのように、土曜日、日曜日なんていうと道路まで車が並ぶような状況なんです。そして今言ったように、防災ヘリ、たしか前には丸充さんでしたか、今言ったように自然災害が発生したときの沢内川のそのときの事務所があそこに建ったわけですがけれども、そのときはまだ舗装になっていません。砂利道だったんです。そのときも、ヘリポートを、降りるにはどうするんだというふうなことで話を聞きましたんですが、役場サイドのほうでは、何ら差しつかえないと言いますけれども、消防法のほうでは非常に邪魔だと。喜んでおりられる場所ではないと。できればああいふ建物を建てないでほしいというふうなことは陰で聞いております。そんなことで、できれば今回、そういうふうなことでしたならば、これはしょうがないことですがけれども、今言ったように、グラウンドを整備してもらおうと、それだけを住民の方に伝えたいと思います。今後、太郎野のほうに向かう、上がっていくと、空き地たくさんあります。休耕田があります。その辺を活用するような方法で指導していただければなというふうに思います。

3番 96ページ、6款1項農業費ですがけれども、不用額が2,075万あります。非常に大きい金額が不用額としてあるんですけれども、この理由をお聞かせください。

農業振興課長 6款の不用額が多いというふうなご質問でございますけれども、まず、平成27年度からの繰り越しの事業がございます。この繰越額が2,071万1,000円、この繰越額がございます。これに対して、繰越明許費の予算の執行額が749万7,000円というふうなことでございます。1,321万4,000円ほどの不用額というふうになっております。この事業については、繰り越し事業というふうなこともございまして、昨年6月に繰越明許の報告をさせていただいているというふうなことでございますけれども、その際に、交付額の決定の時期がずれ込んだというふうなことを確認しております。よって、補正も効かなかつたために、この不用額になったというふうなことでございます。

3番 私、これは補助事業でも採択にならなかったものがあつたのかなというふうに思っておつたんですけれども、これ、適正な金額だと思いますか。

農業振興課長 繰り越しをする際に、件数としては3件でございました。採択になったものが2件というふうなことでございますので、予算の執行というふうなことに關しては、採択されたものがそのまま執行というふうなことでございますので、事業としては特に問題はないのかなというふうに考えております。

3番 そうすると、1件だけ採択にならなかつたと、こういうふうなことでよろしいんですね。

農業振興課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

9番 110ページから111ページの林業振興費についてお伺いします。

ちょっと聞きなれない言葉ですが、111ページの上段のほう、煙火消費保安手帳資格講習手数料とありますけれども、この内容をお聞きします。

農業振興課長 煙火消費保安手帳資格講習手数料というふうなことでございますけれど、ことしの2月だったと記憶しているんですけども、猟友会の会員を対象としまして、鳥獣の追い払い用の花火の講習会をした際の講習手数料というふうなものでございます。

9番 猟友会の会員を対象にした講習会だということでもわかりましたけれども、参加者は何名ぐらいあつたのか。また、証明書の手帳配布は何名だったのかお伺いします。

農業振興課長 猟友会の方については17名の受講でございました。17名の方に手帳のほうを交付しております。

9番 その手帳を持っていると、どのような特典があるのか。また、どのような得があるのか、その辺。

農業振興課長 追い払い用の花火でございますけれども、非常に音が大きく、鳥獣等の追い払いに効果があるというふうなものでございまして、そういう使い方といいますか、安全に使うことができるというふうな講習でございますので、これを使うことができるというふうなことになります。例えば、猿であつたりとかカワウであつたりとか、至急鳥獣の追い払いが必

要な民家の付近に出没した場合とかに効果があるというふうなことでございます。

4番 全く同じ款項目の同じところですけども、今の手帳交付の資格の受講をしないと、追い払い用の花火は火をつけることができないんですか。

農業振興課長 追い払い用の花火というふうなことで火薬を使用するというふうなことでございますので、講習を受けてから使用してくださいというふうなことでございます。

4番 隣の市尾花沢市では、それをもらっている方、その人が、家での誰かが講習を受けているのかわからないけれども、鳥獣追い払い用にかなりの前から花火を、各、町場ではなくて山合いの家庭に配布するそうです。資格を受講した上での配布をするのかわからないけれども、直径2センチくらいかな、1.5センチくらいの、ホームセンターで売ってないような、カラーリングになってない、30センチから40センチくらいの筒状の連発だか単発の、バンというやつです。猿が来ると、ばあちゃんがライターで火をつけて窓から、流しからぼんとぶってやって追い払うそうです。それと同じかなと思いますけれども、これは猟友会の人から資格を取ってもらったということですけども、今、猿、イノシシとか鳥獣害で結構問題になっている中で、町でもそういう花火を希望する家庭に配る計画があるんですか。それとも、猟友会の人から委託されて、そこに行って花火で追い払うという形をするための講習を受けさせたのでしょうか。そこら辺の確認をしたいと思います。

農業振興課長 まず第1点目ですけど、この花火を使用するというふうな前段で、情報をいただいて花火で追い払ったほうが良いというふうな状況なのかどうかというふうなことの判断をいただくために、まずは猟友会の方から受講をしていただきたいというふうなことで、まず猟友会の方々を対象にしたものというふうなことでございます。

この資格手帳といいますが、受講しないと追い払い用の花火が買えないというふうなことを理解している現状でございます。

4番 この講習をしないと、花火が買えないと。では、購入するというのは猟友会の人、資格取得した人が実費で購入するののかということもありますけれども、今後、いろいろな形の中で、町民の方々が講習を受けて、そういう花火とかそういう道具で追い払いしたいために備えておきたいというふうなことになるような方向にいくかなと思います。そういうような面でも、資格等取得に対する手数料の助成なり、追い払い花火の支給なりというものも、これからは考えていかなければいけないときになってくるのかなと思いますので、今回に関しては猟友会云々という限定でしょうけれども、今後、それも鳥獣駆除の対策の1つとして検討していただきたいというような思いであります。

農業振興課長 委員おっしゃるとおり、猟友会の会員の方々についても減少傾向にあるというふうなことで、会員の確保が必要というふうに理解しております。そういった点からも、今後、町民の方を対象にして講習会なりの開催、また花火の取り扱いというふうなことについては、

今後、また上司のほうと相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

1番 106ページ、6款1項11目体験実習館管理運営費でございます。107ページに、ここに(1)需用費⑥修繕料199万8,226円でございます。この修繕料の使い道と、もう1点、同じところでございますけれども、(6)事業用器具費、この事業用器具費というのは何かお聞きします。

まちづくり課長 修繕につきましては、地下タンクの埋め戻しが入っております。ホームタンクに切りかえまして、地下タンクの修繕というふうに考えたんですけれども、ホームタンクのほうに移行させてというふうなことで、従来ありました地下タンクを埋め戻しにしたというふうなことでございます。

あと、器具費関係ですけれども、防護柵の設置、アンテナの設置というふうなことで実施してございます。

1番 防護柵というのは、どこに設置した防護柵ですか。

まちづくり課長 失礼しました。防護柵については修繕のほうでございました。済みません。

食堂にある丸椅子の購入ということです。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、なしと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩をいたします。

午後3時37分 休憩

午後3時38分 再開

委員長 それでは、第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし散会いたします。

あすは、午前10時から審査を再開いたします。午前9時45分までご参集ください。

本日は、どうもお疲れさまでございました。

午後3時40分 散会

平成29年9月8日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第2日目）

平成29年決算審査特別委員会第2日目

平成29年9月8日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課長補佐	沼澤 豊 通
副町長 酒井 雅彦	まちづくり課長補佐	曾根田 健
会計管理者 須貝 孝子	住民税務課危機管理室長	高橋 勤
総務課長 中山 進	住民税務課長補佐	相馬 昇
まちづくり課長 伊藤 幸一	住民税務課長補佐	大場 正江
健康福祉課長 叶内 範夫	健康福祉課長補佐	森 祐子
住民税務課長 伊藤 誠宏	健康福祉課長補佐	高橋 真澄
農業振興課長 小野 芳喜	健康福祉課主査	東村 貴恵
教育長 齊藤 涉	農業振興課長補佐	斎藤 雅博
教育課長 八 歙 照光	地域整備課長補佐	伊藤 秀樹
農業委員会事務局長 小野 芳喜	地域整備課長補佐	伊藤 英一
代表監査委員 渡邊 敬子	地域整備課主査	斉藤 広志
監査事務局長 斉藤 洋一	地域整備課主査	相馬 広志
選挙管理委員会書記長 中山 進	教育課長補佐	沼澤 正
総務課長補佐 沼澤 一征	教育課長補佐	大場 君博
まちづくり課長補佐 鍛治 紀邦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

財産に関する調書の審査

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員9名です。定足数に達しております。

ただいまから、昨日に引き続きまして2日目の審査を再開いたします。

認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 第7款商工費の質疑でございますが、その前に、昨日の委員会の中で健康診断受診率の件がございました。叶内課長から答弁がございます。

健康福祉課長 きこの審査の中で、4款の人間ドック等の受診率の件ですけれども、調べた結果55%の受診率になっております。以上です。

委員長 続きまして、商工費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番 第115ページ、7款1項1目ですけれども、いやしの里整備事業、環境整備委託料として38万円になっています。これは旧富長小学校からの堤防の桜堤の整備だと思うんですけれども、春になれば、非常に桜がきれいに咲いています。そうですけれども、中にはやはり枯れている木もあるんですけれども、その辺の整備までもう少し突っ込んだ整備をお願いしたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

まちづくり課長 管理につきましては、害虫防除、あとは堆肥散布等々やっているわけですけれども、やはり現場をちゃんと確認しながら、今後も対応していきたいというふうに思います。

3番 成果報告書の中で、61ページになりますけれども、除草作業を2回やっているようです。今も除草作業をやっていますけれども、今刈っているのが非常に長くなっているんです。そういう意味で、2回ではなくもう1回ふやしていただいたらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 1つ、今刈っていますのは、国土交通省の直接的に委託を受けているところでありまして、そのほか富田の河川愛護団体と堀内の河川愛護団体が堤防の草刈りをしております。そこについては、春と秋というふうなことで2回刈っているということで、国交省のほうから委託金をいただいてやっているところでございますが、今のところ、国交省のほうで2回というふうなことでの委託なものですから、ボランティアで3回をするということであれば大丈夫かと思っておりますけれども、とりあえず、今のところ2回というふうなことで、あとカメムシの関係等もありまして、その時期等についても、国交省のほうからこの時期でというふうなことでも依頼があったりしているところがございます。その点については、国交省さんのほうと相談をしながらということになるかと思っております。

3番 せっかくすばらしい桜堤をつくったわけです。春には皆さんが楽しんでいただけるようにきちっと整備すれば、すばらしい桜街道ができるだろうなというふうに思っておりますので、

今後とも整備のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

町長 そのように努力していきたいというふうに思ひます。

2番 116、117ページ、町プレミアム商品券のことで質問させていただきます。

今年度もまたプレミアム商品券を発行されたということで、大変喜んでいる方もいらっしゃると思ひますけれども、今年度は商工会のみで販売しているという話を伺ったんですけれども、本当でしょうか。その辺のことをお聞きします。

まちづくり課長 販売場所がという意味でございますか。販売場所につきましては、今年度、長沢の学習センターと、あと堀内の環境改善センターでも販売するというようなことで対応してはるんですが、昨年までですと各商店で扱っていただいたんですけれども、商工会さんのほうで、商店での販売は今回しないというふうなことで、商工会さんと、あとは長沢の学習センターと環境改善センターのほうで販売しているというふうな状況でございます。

2番 商工会さんのほうで、そういう取り組みをしたということで、ただやはり町民の方、やはり商工会の場合は平日8時から5時、土日は休みなわけですので、なかなか日曜日、前だと各商店で取り扱ったものですから、使い勝手が大変よろしかったのかなという思ひがあったものですから、町が主導したわけではなくて商工会がやったということなんでしょうけれども、今後、また商工会のほうに、やはり町民の使い勝手を考えた場合には、前のように各商店が、もしできるのであれば、そういう指導をしていただきたいと思ひますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 商工会さんのほうから、今回、お話を伺ったところ、いろいろ商店の方々が手間になるというお話を伺いました。そういった中で、先ほどの場所で販売をするというふうになっているんですけれども、このたび2番議員さんから、今おっしゃったとおり、消費者たる町民の皆さんがそういう思ひでいるという思ひを商工会さんのほうに伝えつつ、なおかつ前のような販売の仕方について再度検討していただくというふうにしていきたいと思ひます。

2番 やはり、せつかく町がこれだけの予算をつけて町民のためにやっているわけですので、やはり商工会のほうも協力体制がなければ、何のためのプレミアム商品券なのかわからなくなってしまうのではないかと危惧しますので、今後、そういうことも含めて検討していただきたいと思ひます。

まちづくり課長 プレミアム商品券については、町の商店街の皆さんに益になるというふうなことで対応している部分もございまして、消費者支援並びに町内商業者の支援というふうなこともありますので、今後、充実した環境の中で事業展開できればというふうに思ひます。

7番 114、115ページの7款1項2目猿羽根山公園管理費の工事、160万何がしかの、この工事の内容をまず質問いたします。

まちづくり課長 工事につきましては、相撲場の観客席がありまして、雨が降ると崩れてしまっている場所等々ありましたので、その土どめの工事でございます。

7番 わかりました。それで、その上の公園管理業務委託料、これは指定管理者に支払っている料金だというふうに思うんですけども、違いますか、違うとなると、これは指定管理者はもうなくなったという、そういう意味にも聞こえるんですが、この使途について質問いたします。

まちづくり課長 指定管理者、猿羽根山関係では体験実習館がなっております。ここでの委託料につきましては、環境整備等々のシルバーにお支払いしてやっている委託料でございます、春先は4名ですが、通常は2名でシルバーの方をお願いしているというような状況です。

7番 そうですね。そうしますと、この成果の中に「やまがた景観物語おすすめビューポイント」ということの、選ばれたことで来訪者がふえていると、このように表記になっております。こういった整備なり工事なり、そういったものが進みまして、そういった観光客もふえているのかなというふうな気がします。そういうことで、どのくらいふえているのかというのを、どういうふうに判定というか見分けているのか質問いたします。

まちづくり課長 観光客数については、宿泊を伴うところ、もしくは公共施設的なものを使用しているというふうなところでの人数の把握しかございません。猿羽根山につきましては、体験実習館の利用者数、それから民俗資料館の入館者数等々で判断しているというふうなところではあります。

3番 117ページになります。7款1項4目町たばこ販売促進事業補助金15万円というふうになっております。15万円の補助金はよろしいんですけども、今、販売促進事業というふうなことになるれば、世の中の流れと逆行しているのかなというふうに、私、感じているんですけども、この辺いかがでしょうか。

まちづくり課長 15万円ですけども、町のたばこ組合につきましては、昔ですと出稼ぎに行っている方を出稼ぎ訪問のときに、町から購入したたばこを持って出稼ぎ者に訪問した経緯もございます。でも、今はやはりご存じのとおり、健康被害というふうなことでの話がありますけれども、まだ喫煙者も全くいなくなったわけではないので、そういった中でたばこを小売りとして販売していくというふうな中で、町としてというよりも商工業者がそういった商工として国でも進めているではないんでしょうけれども、そういう環境があるというふうなところで、昔のつながりの中で販売をしていることに対して、町としても喫煙防止運動はあったにせよ、販売促進もその辺ちょっと難しいところなんですけども、町としても若干の対応をさせていただいているということです。

3番 喫煙をする私が言うのも変な話だとは思いますが、販売促進事業というのと、やはり喫煙を助長しているような、そういうふうな受けとめ方をするのではないかなというふう

に思います。補助金の15万円に関してはどうこうというわけではないんです。名前が余りにもこういうふうになっているものですから、調べてみましたら、昨年はたばこ小売り組合運営補助金というふうになっていたわけです。これ、名前変えてみたらどうですか。

まちづくり課長 63ページの成果表の中にも書いてございますが、概要としまして、町内でのたばこ販売促進と、未成年の喫煙防止運動の実施に係る補助金というふうに説明させていただいております。今ほど3番委員がおっしゃるとおり、こういった販売についての行政としてのアプローチをどういうふうにしたらいいのか、やはりもう一回上司と相談しながら検討させていただきたいと思います。

委員長 休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時21分 再開

委員長 再開します。伊藤課長。

まちづくり課長 成果表の訂正をお願いします。63ページでございます。

63ページの商工振興総務事業の(2)事業内容の⑥であります。

決算書のほうでは町たばこ販売促進事業補助金となっております。成果表ですが、⑥町たばこ小売組合運営費補助金というふうになってございます。決算書のほうが正しいので、⑥町たばこ小売組合運営費補助金を町たばこ販売促進事業補助金に訂正させていただきます。

訂正した上で、来年度以降、先ほど販売促進で本当にいいのかというご意見がございましたので、それも含めて検討させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

2番 116、117ページ、生活安定資金貸付金とありますけれども、この中身について説明をお願いします。

まちづくり課長 この生活安定資金につきましては、舟形町に在住する勤労者が低利な生活資金や自動車資金、それから教育資金、福祉資金を融資することを目的としております。そのことで、生活の安定並びに福祉向上を図るという目的での制度資金でございます。

2番 成果表のほうを見ますと、ろうきんの取り扱いの原資貸付となっておりますけれども、こういうものを原資にしなければ、ろうきんのほうではお貸ししないという考えをお持ちなんですか。

まちづくり課長 この制度資金につきましては、ろうきんの原資といいますか、保証を伴うものなんです、その保証する際に取りっぱぐれないようにというふうなことで担保している余剰金というふうにご理解いただければと思います。このお金につきましては、原資なんです、年度末にはほとんど使われずに、また歳入のほうで受けているというふうな繰り返し

しになってございます。

2番 今の説明だと、貸し付けの取りっぱぐれがないということだとするなら、やはり窓口が役場になるんですか。役場で町のほうで、これを原資として預けているんだったら、審査は銀行でやるんですか。町のほうでも審査は当然やらなければならないと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

まちづくり課長 これにつきましては、制度の実施要綱がございまして、取り扱い金融機関の窓口は労働金庫というふうになってございます。あとは、融資対象者というふうなことも規定になってございますので、その中で審査をして貸し付けをするというふうな制度でございませう。

委員長 審査には、町はかかわらないんでしょう。そこを言っているのです。

まちづくり課長 審査について、町がかかわっているのかというふうなご質問にお答えしておりませんでした。審査につきましては金融機関のほうでしていただきますので、よほどのことがない限りは町が介入するというふうなことはないと思っております。

委員長 休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

委員長 再開します。伊藤課長から答弁があります。

まちづくり課長 大変、私の発言で原資が保証金的な意味合いでとられたというふうなことでしたので、訂正させていただきます。

原資として労働金庫のほうに預託金としてお渡ししてあるということなのです。

委員長 ほかにございませうか。

7番 では、同じ117ページのその下の項目、企業誘致対策事業、これの成果報告書を見ますと、まず一番大きいのは和解金というような形ですけれども、その後、企業誘致に奔走していただいたような、そういう内容です。しかし、今現在の企業誘致をすべきところの土地の管理状況、こういったものはどのようになっていますか。

まちづくり課長 ここに掲載してある用地の管理状況という意味でお答えしてよろしいですか。

堀内小学校跡地につきましては、交流センターという名前でありましたが、その後、ここに成果表に書いてございませうとおり、福祉施設という流れが途絶えたというふうなことで、解体をしております。

今現在、町として担当課のほうでは、企業誘致をご紹介するというかPRするために、今回の補正で計上もしているんですけども、企業誘致のためのPRビデオを作成する中で、やはり土地柄を現場的なものの映像的なことと、あとは企業誘致にこういう制度で支援します

よというふうな町の支援内容も含めた格好でのPRビデオを、今、作成中でございます。

（「現況そのものは」の声あり）土地の現況につきましては、管理と申しますか平地になっていまして、草の状況はちょっとなんですけれども。済みません。

総務課長 堀内小学校の跡地につきましては、先ほど伊藤課長が申し上げましたとおり、今、更地になっておりますが、土側溝等を掘って、一部災害等が発生しておりますので、土側溝を掘ったり草刈りをしたりして、今、土地のほうはそういった状況で管理をしているというふうなことになります。

7番 まず、そういった管理の状況のもとで、今後やはり土地の利用をどういった形で進めていくのか、それに見合った管理の方法というのがあるのではないかなというふうに、私、思います。つまり、企業誘致をするための管理の方法なのか、あるいはそのまま、農地の話のときに町長が原野に戻すみたいな話もしましたけれども、そういった考えなのか、そこら辺のところをどういった考えをお持ちで、そこを今後管理していくのか、企業誘致を引きずり続けるのか、再質問いたします。

町長 管理の現状につきましては、今、中山課長のほうからありましたとおり、一部排水の配慮がちょっとなかった点で、県道側のほうに雨が大量に降った場合に、表面排水がそちらのほうに流れるということで、県道側の法面の崩落というふうなことで2度ほどあったものですから、その法面の復旧とあわせて29年度、今年度で表面排水に対する排水処理というふうなことで対応させていただいているところです。

その土地利用につきましては、去年はちょっと縫製会社の方からいろいろと企業誘致というふうなことでしたんですが、なかなか働いていただける方が少なく、進出に至らなかったんですが、その後もいろいろ研究施設とか、現在もいろいろと酒井副町長のお力を借りながら、県のほうの企業誘致の担当課から、いろいろと堀内小学校の跡地、それから富長小学校のグラウンド等々について企業誘致を進めているところです。

今後の管理については、あくまで企業誘致というふうな観点で管理をしていくという中なんですけど、あそここの場所につきましては、堀内盆踊りというふうなことで会場にも使われておりますので、ある程度、盆踊りをできるように管理、草刈り等の処理についてはしておかなければいけないというふうに思いますので、企業が来た場合についてはまた考えることとしながらも、現在はやはり、近くに住宅もございますので、適正な管理に努めていきたいというふうに思っているところです。

7番 長沢小学校の跡地利用、あと校舎利用にもある程度めどがつかしました。富長小学校もある程度、前町長がめどをつけました。やはり、地元でもあるからできないと言ったような町長もいますけれども、地元だからこそやるんだという町長の意気込みも聞いたこともあります。そういった中では、森町長、やはりこの4年間、何年か過ぎましたけれども、ここにめどを

つけるというぐらいの意気込みというのはございますか。

町長 就労していただける方のニーズと、それからやはり企業として来ていただけるというような会社についての誘致というふうな活動については、全身で頑張っていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結いたします。
ここで、説明員交代のため暫時休憩をとります。

午前10時36分 休憩

午前10時39分 再開

委員長 審査を再開いたします。

次に、第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番 118ページの8款1項1目土木総務費、119ページの中の2土木総務事業、(4)負担金補助及び交付金、その下から3つ目、舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会負担金の中身なんです、私の聞きたいところは岡矢場線なんです。その辺、どんな話の進みぐあいなのか、今の状況をお聞かせ願います。

地域整備課長補佐 福寿野岡矢場線につきましては、まず町のほうで新設改良という形で交差点の先、新庄側のほうを整備する計画でございます。県のほうといたしましては、町のほうの改良が終わった時点で交差点の改良に入るという形で計画しておるところでございます。福寿野岡矢場線につきましては、現在、社会資本整備事業のメニューの1つとして実施しているところなんですけれども、国の予算がなかなかつかないということもありまして進んでいない状況であります。

状況としましては、現況の測量業務が大体終わった形になっております。これからルート確定をいたしまして設計業務に入るという形になりますが、現状の予算規模で考えますと、設計業務につきましては4年程度、設計に2年、あと用地関係の用地費、補償費関係の算定に一、二年という形で考えておるところでございます。同盟会のほうでも要望、陳情、いろいろな形でやっておりますので、国のほうにも予算の増を要望していきながら対応していきたいと考えております。

8番 今、説明いただいたので進捗状況、今そういうふうに行っているんだというふうなことがわかりました。しかし、あそこ基盤整備もし、その基盤整備する際にも、それとあわせてで

きないかと言ったら、農地は農地、道路は道路だというようなことでなかなか進まなかった。今、話を聞きますと、設計までたどり着いているなというようなことでありますけれども、見てみますと、舟形の人間よりも大蔵の人間が多く通るんですね、新庄方面のほうに。そんなところで、私もこの道路のことにに関して一般質問等々で、もう四、五年言っているわけですが、なるだけ進めていただきたいなど。確かに新庄側のほうを町でやって、そして交差点の牛舎等々がありますので、恐らく福寿野地区の方々も、待ち望んではいるんですが、移転やら何やらさまざまな問題が絡んでいるのではないかなというように感じております。しっかり進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、120ページ、121ページの8款2項2目の社会資本総合整備事業について質問いたします。

主な成果表の69ページを見ながら質問させていただきますけれども、具体的に言いますと、紫山から若あゆ温泉までの道路の改修工事、これに補助率何%、例えば紫山だと何%とかというのを書いているわけですが、あそこの道路の堆雪幅の拡張工事というふうに捉えています。どの程度で終了する、つまり達成率です、計画に対しての達成率がわからないものだから、何年そこに社会資本整備事業のお金を投入するんだろう、いつ終わるんだろう、次の事業に移るんだろうというのが、やはり常に毎年思うことなんです。

こういったものに対して、例えば成果表の中に達成率、自分らの計画に対して80%目標達成していますよとかという、そういうものが出てくると、非常に見やすく、町民に聞かれた場合も説明がしやすくなるんですけれども、例えばそこの紫山若あゆ温泉までの工事、今後どのぐらいかかる予定なんですか。

地域整備課長補佐 紫山内山線につきましては、全長2.3キロで残が960メートルございます。現在の予算規模で考えますと、28年度2,100万ということになっておりまして、現在、3,000万ほどで工事を進めておるところでございます。残りが960メートルということで、まず平成30、31、32年、3年ぐらいでの完成を見込んでいるところなんですけれども、中身をもう一度、路線のほう残りの残事業を精査しつつ、今後紫山内山線の整備をやっていきたいと考えております。

7番 そのようにしっかり答弁できるのであれば、やはりここに達成率を書いてほしいですね。そうすると、やはり井勘定でも何年ぐらいで、我々だってあと何年ぐらいで終わりそうだなというのがわかるわけです。そうしたら、町民に対しての説明をするときに、そういうところが終わらないと社会資本整備事業の次の事業、こっちの下のほうに書いてある事業には回ってこないですよというのが説明できないというか、書けばできるんですね。

さらに、そういった岡矢場線とかそういった、今、質問がありましたけれども、そういった

ものは項目がありますね。そうしたら、その項目に対して補助金 comes んですか。それともざっくり大枠の予算の中で国や県からの補助金 comes のか、どっちなんですか。

地域整備課長補佐 まず大きく2つ、社会資本整備事業につきましては大きく2つに分かれておまして、社会資本整備と防災安全関係の整備、大きく分かれております。その中で、各路線ごとに分かれておまして、予算配分するような形になります。両方とも重点項目というのがありまして、防災安全、あとはインターチェンジへのアクセス、歩行者の安全などという部分の整備につきましては、重点項目という形で予算の配分がいいような状況にもなっております。

委員長 伊藤補佐、例えば社会資本どつと来て、それを路線ごとに分けるのは町なのかと。

地域整備課長補佐 路線ごとにつきましては、町で分けるような形になります。大枠での社会資本と防災安全については、県のほうで分けられるような形になっております。

7番 そうすると、防災とか安全は県のほう、それ以外の資本整備のほうは町の、皆さん方職員の采配で予算を配分できるということなんですか。今の答弁だと。ですから、その采配というものが、例えば本当に紫山とか、温泉に来る客には失礼かもしれないですけども、そこに本当にそこにはばかり重点的にお金をかけるべきなのか、あるいは一の関小学校の歩道に対して予算を重点的にかけるべきなのかの予算配分は、皆さん方が調整できるということだとしたら、やはり、そういった子供たちの安全・安心のところに重点的にそういった社会資本整備事業の予算を投入していくべきなのではないでしょうか。

地域整備課長補佐 済みません、先ほど路線ごとと申し上げた点についてなんですけれども、パッケージというものがありまして、何路線か同じような種類の工事整備につきましては、パッケージごとに区分されているような状況でございます。そのパッケージまでは国・県のほうで予算配分がなされるという形でありまして、そのパッケージの中身についてのみ、町で若干予算調整できるような形になっております。

紫山内山線、一の関線等につきましてはなんですけれども、長期的に取りかかりからある程度の年数がたっているものについては、特に舟形一の関線、あと流雪溝、福寿野岡矢場線なんですけれども、できるだけ優先順位の高い位置での要求は行っているところでございます。

町長 少し補足をさせていただきますと、町として社会資本整備の事業については、先ほどからありました岡矢場線とか舟形の流雪溝とか、町として最大限、まず財源が許す限り、裏財源が許す限りの要求をさせていただいています。その中で、国のほうから先ほど言った大きく分けると2つ、さらにその中のメニューがありまして、そのメニューの中に2本とか路線があれば、その優先順位は町のほうでいいですよということなんです。先ほど言った岡矢場線とかというのは、大きく分けられる項目の中の新設改良のほうの部分に入ってしまうものですから、堆雪幅は防災安全のほうなものですから、そこを越えてはいけないというふ

うなルールとか、いろいろございまして、それの中での県全体の町に対する配分というのが少ないものですから、今のところ、岡矢場線とか取りかかりたいんですが取りかかれないというような状況です。

岡矢場線についても、委員さんおっしゃられるとおり長期に及んでおりますので、ある程度、今までの状況等を把握しながら、一部外囲性といいますか、ずっと継続するというのではなくて、一番通行上支障があるようなところを、まず終わらせてしまって、しばらく置いておいてももっと優先する項目があるのではないかというふうなことで、その点についても担当課のほうにお話をしているところございまして、できる限り、少ない予算ではあるんですけれども、町のほうで緊急時にやらなければいけないというふうなことに優先をさせていただきます。

一の関線の歩道については、これはまた別メニューですので、今のところ、その路線に町のほうとしても県のほうからいただいた路線を優先的に使わせていただくということで、今、取り組んでいる状況です。

委員長 ほかにございせんか。

2番 120ページ、121ページ。メイクアップロード推進事業とありますけれども、この中で質問するのが妥当なのかちょっとわからないんですけれども、若あゆ温泉に広域農道、あそこに「こぶしロード」がありますね。あそこの、今年度草刈りもやってもらって大変よくなっているようなんですけれども、あそこのコブシの木に関しては、寄附を募ってオーナー制にしたと思われるんですけれども、それで間違いないでしょうか。

まちづくり課長 植栽はそのように記憶してございます。

2番 それで、何を言いたいかというと、あそこオーナー制で、前は誰れさんが寄附したんだという名前が、ネームがありましたけれども、今現在、ちょっと見ただけでも2つぐらいしかわからない、もっとひどいになると木の下に置かれているようなものもあるわけです。やはり、思いを込めて寄附をしていただいたものでありますので、やはり美観とともにネーム、せめてそのやつを復活させて、オーナーさんの思いに応えるようなことができないかお聞きします。

まちづくり課長 植栽育成状況がそれぞれ何か違うような状況だと把握しています。今、2番委員さんおっしゃるとおり、やはり名前もなくなっているというようなところもありますので、その辺、どういった対応をしていったらいいのか、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

2番 やはり若あゆ温泉、あそこは舟形町の観光資源だと思いますので、これからも美観も含めて整備していただきたいなと思えます。

委員長 ほかにございせんか。

8番 先ほどと同じようなことなんですが、岡矢場線は町道と絡んであります。私はもう一度、もう一つ、その上の新庄次年子村山線、強いて言えば堀内の橋です。これは、町では恐らく全然タッチないことでありますだろうが、どれぐらいまで進んでいるのか、話。例えば、幾らか500万円ぐらいのお金がついたとか、いろいろ話が聞こえてきますけれども、ということは、6年前、東北震災あったときに、堀内の橋をかけかえなければならぬんだという機運が高まったわけです。ところが、あの震災で大石田の川前の橋がずれました。そっちのほうで優先的になって、間もなく完成します。一応29年度というような話になっているんですが、完成すれば堀内の橋のほうに行くよというようなことで、実のところ四、五日前ですか、県の担当者と思うんですが、十何名ぐらい来て一生懸命見ていたんです。その矢先に、ある会社のダンプ、大型ダンプが大きいのが来たわけです。すごい揺れがしますよね。私らも車で通る分には何ら感じないんですが、よくばあちゃん、じいちゃんたちが車を押しながら通ると、はね飛ばされるぐらいの揺れを感じるわけです。それは、町道どうのこうのではないんですが、どれぐらいの進捗状況か、町で把握している情報があつたら教えていただきたいと思ひます。

町長 昨年、知事とのタウンミーティングがございまして、知事のほうからしっかりと平成30年に着工するというようなお言葉をいただいておりますので、平成30年に事業着手するものというふうに思ひます。

平成29年の予算状況を、もし担当課のほうでわかれば、県のほうでも私もちょっとうろ覚えなんですが、概略設計関係の調査費はついているというふうなことを聞いております。その程度しかちょっとわからないものですから、補足することがあれば、担当課の伊藤補佐のほうから答弁させていただきたいというふうに思ひます。

地域整備課長補佐 補足することはございません。

8番 30年に動き出すというようなことで、大変地区住民も喜んでいるということですが、先ほど、7番委員からの質問があつたように、堀内小学校の跡地、企業誘致、やはり人の出入りが激しくなれば、道路も自然とよくなります。人がどんどん過疎化になって車も通らないようなところに、なんで金かけるんだというような、先ほど町長の答弁にもあつたように、優先順位というのが出てきます。できれば、堀内の橋も動き出すというならば、ぜひ力を込めて誘致にもお願いしたいというふうに思ひます。質問を終わります。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、122、123ページ、8款2項3目除雪対策費の除雪機械格納庫整備事業の486万円、これの委託料に測量・設計というように書かれています。これは、どこの土地の測量あるいは格納庫の設計だと思ひますけれども、なのか質問いたします。

地域整備課長補佐 平成28年度の除雪格納庫整備事業の測量・設計につきましては、まず位置の

選定と調査、光生園跡地の、具体的に申し上げますと光生園跡地を候補地として除雪格納庫が建てられるかどうかという部分の調査、確認というのが一番大きい部分でした。ほかの場所の選定、位置の確認、あとは格納庫本体の基本的な形、構造等を調査しております。

委員長 ごめんなさい、光生園跡地に建てられるかどうかの調査費と。新しく建てるための設計にかかった費用だということ。（「はい、そうです」の声あり）

町長 主要な成果報告の72ページにございますが、決算書のほうには測量・設計というふうな業務委託で、これは予算書上の項目として出てくるんですが、実際は、ここにございますように測量調査というふうなことで、設計についての詳細な部分について入っていないということです。したがって、現地調査と土質調査等の検討に入っているというふうなところでございまして、当初、先般の全員協議会のほうでも申し上げましたけれども、いろいろと光生園跡地の中で建てる場所等について検討いたしたんですが、やはりいろいろな制限がありまして、そこはちょっと厳しいのではないかと。跡地の有効利用を考えていくと、そこに建ててしまうと非常に厳しいというふうなことで、今、下水道の処理場用地のほうというふうなことでご説明を申し上げておりますし、あと、委員さんのほうから点在したほうがいいのではないかというふうなご意見も賜っておりますので、そういったことを検討しながら、現在は進めておりますけれども、この点については、先ほど補佐のほうからありましたけれども、その光生園の調査をやったというふうなことでございます。

7番 ちょっと町長が言ったことと補佐が言ったことを整理して質問しますけれども、例えば、補佐が言った話だとすれば、本体の設計・測量と調査測量とやったとおっしゃったけれども、町長は調査測量のみの480万だと、これは実際はどっちなんですか。これ2回目になるのかな。

地域整備課長補佐 大変紛らわしい言葉で申しわけありませんでした。本体の部分につきましては、何台入れられるとか、本当の概略の設計、まず大きさをある程度形出させないと、どういうふうに建てればいいのかというのがわかりませんので、まずは大体の大きさを出しまして、それで用地に当てはめていくという作業をしたところでございます。あくまでも、本当の概略でございます。

7番 そうしますと、何て言うのかな、無駄な経費が出てきているのではないかなと思うんです。選定に当たって、つまり光生園跡地に建てようと思って調査したけれども、実際、我々全協に示された別の代替案は、公共下水の隣の土地のほうがいいんじゃないか、またそこを設計・測量するわけですよ、400何十万かかるか、300万、本体設計の概略分を除いた部分の、また調査測量・設計費がかかるわけですよ。そこがだめだとなれば、また我々から、そこは適切ではないのではないかとと言われて、また土地をかえるとなると、また300万とか400万とかという調査測量・設計がかかるわけですよ。ですから、選定地をよくよく絞ってから、こういった調査測量・設計というのをかけていくべきなのではないでしょうか。

委員長 済みません、暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長補佐 大変紛らわしい私の言葉づかいで申しわけなかったんですけども、設計という表現、ちょっとまずかったのかなという形で考えております。

平成28年度につきましては、本当の概略の形、設計とは言わず調査と、先ほど町長がおっしゃったとおり調査という形のほうがはっきりしているのかなという部分で、それで、光生園跡地の部分、崖地になっておりますので、規制部分の面積、境などを調査し、その中でどういうふうに入力するかなど、検討しまして、かなり無理があるということで下のほうに移ったわけなんですけれども、下のほうにつきましては、場所の選定も含めての委託になりますので、複数箇所、ある程度そこだけという絞った委託発注ではなくて、ある程度複数箇所をにらんだ形での調査になりますので、実際、今年度の委託と28年度の委託につきましては、ほとんど作業内容としてダブっている部分はないという形になります。

委員長 この486万というのは、光生園に建てようとした、光生園の地質調査とか、それだけに480万かかったの。ほかの、後の言葉だと、何か下においていった部分の、あの部分の調査もしているみたいな話をしているんだけど、この486万というのは、分解してもらって、何に480万かかったの。

町長 場所を選定するために、測量調査に入ったということです。ここに建てようというふうなことで、先ほど言いましたけれども、何台の規模の建物を建てようというふうなことから始まりまして、そうすると長さとか延長とか出てきます。それを建てようというふうなことで、そこに配置したときに、いろいろな規制が出てくるということで、それだとすると、その規制線から、その光生園の土地までの間、どこまでくるかとか、そういう調査をしました。その結果、建てられる位置というのが非常に前のほうに出てきてしまっていて、要は、従来の光生園が建っているところというふうな感じで、裏側とか使えない状況になってくるものですから、それだとやはり、坂道の懸念等もありまして、それではまずいのではないかと、そういうふうなことで、そういった調査、場所を選定するための調査測量をしたというふうなことが、今回の480万の内容でございまして、確かに480万が無駄になるのではないかと、そういうふうなことではあるんですが、調査した結果、そこはちょっとできないというふうなことがわかったので、というふうなところが1つあります。そこでもいいんでしょうけれども、そこよりもっと別のほうがいいのかというところがわかったというのが、この480万の中身になります。

委員長 ほかにございませんか。

2番 123ページの除雪対策事業の中で、成果表にある消耗品費、チェーン、カッティング等ございますけれども、これの備品購入に対しては随契なのか、もしくは入札という形態をとってやっているのかお聞かせください。

地域整備課長補佐 随意契約になっております。

2番 町の予算執行をするのに入札というのは、まず大前提なんですけれども、なかなかそういう特殊なものについてはそういう考えもあるのかなと、全然理解していないわけではないんですけれども、やはりこの金額を見ますと、500万近くのお金が発生しているわけです。今年度、28年度は大した雪の量も少なかったわけですので、やはり大雪だったときは、この消耗品、もっと倍増するのではないかなという懸念もあるわけです。

そういう中で、やはり町も町長も町民のために生活道路除雪という新たなものもつくっていただき、町民にとっては大変ありがたいことなんですけれども、やはり、やるということは金がかかるということにイコールなので、やはり削れるものがあるんだとすれば、そこにメスを入れるのが一番いいのかなと。決してはっきり言って安いと思いません、このカッティング、チェーン代は。そういう随意でなくて、もう少し安いところを探すとか、そういう考えはないのかお聞かせください。

地域整備課長補佐 消耗品につきましては、随意契約ではありますけれども、市場単価等を確認してやってきたところでございます。ただ、やり方として単価の調査の仕方も含めまして、改善する部分があれば改善し、できるだけ費用のかからない、効果の高い除雪を目指していきたい、そういうふうに見直ししていきたいと考えております。

2番 やはり大切なお金ですので、無駄のないように、業者に丸投げするのが一番簡単なんですけれども、そうではなく、やはり自分たちも知恵を使って、ほかの市町村でも、かなりそういう面ではカッティングに関しては、いろいろな方法もと行って下げるような努力もされているようなので、舟形町としてもそういうところを見直していただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、また同じ123ページの格納庫について質問しますけれども、これはつまり、光生園に建てようとしたところの調査測量だったということの中で言うと、そこがだめになってしまって、では新しく今度は公共下水場のわきというふうに示されていますけれども、そこに建てようとした場合、またこの同じぐらいの調査費用がかかるということなんですか。

町長 それほどかかるものではございません。先ほど言いましたとおり、除雪機を入れる格納庫の大きさ等については、既に昨年度のものである程度決まっていますし、必要なのは土質等々の調査が新たに出てきますけれども、あとその建てる場所についての地形関係なんかも、公共下水道事業の平面図等を利用できますので、これほど大きくのものにはならないという

ふうに思っております。

7番 そうしますと、ここの測量と設計という、これを分解すると測量にどのぐらいの金額、あるいは設計にどのぐらいの金額、これはわかりますか。会社が違いますよね、本体の概算の設計と土質調査なんですから。

町長 28年度の決算の480万の話でしょうか。これは測量調査ですので、設計のほうについては、先ほど申し上げたとおり、建物の実設計分は入ってございません。

7番 入ってないんだったら、同じぐらいの測量がかかるんじゃないのかなという気がするんですけども。まずいいです。とりあえず、私の一番言いたいところは、光生園の跡地利用をしなくちゃならないというものがありきで進んだがゆえに、この場所の選定を、ちょっと勇み足してしまったのかなというふうな気がします。

やはり概算、どのぐらいのものが、概略がどのぐらいのものが必要なんだったら、そこでいいのかとか、あるいは坂道が急だとかというような話も示されましたから、そういったものは十分に検討した上で、やはり選定をしなければ、やはり私にはこれが二重に測量・設計がかかるというのは無駄なように見えるんです。ですからそこは、やはり慎重に選定地を、候補地をちゃんと絞って、それから調査測量をやらなければならないのではないかなというふうに思います。どうでしょうか。

町長 町の遊休公共用地といいますか、それをまず最初に使うのが原則かなというふうなところで、光生園というふうなことに入ってしまったのは事実だというふうに思います。

ただ、その調査をする段階で、やはりもっと有効利用に使えるというふうなところで考えておったんですが、先ほど言った調査によって、いろいろな規制があり、その規制によって建てられないということがわかったというふうなことでありますので、確かに委員さんおっしゃられるとおり、多少、無駄な部分は出てくるかもしれませんが、その点については、今後いろいろと検討をさせていただきながら、選定の方法についてもいろいろと今後やっていきたいというふうに思いますけれども、やはり、ある程度選定するにも、調査測量については必要になりますので、その点は、最初からここというふうに決まってすぐというふうなことではございませんので、調査測量については、やはり建物を建てる場合でも、いろいろな場合でも、最初の段階で経費はかかるというふうなことだけは、ちょっとご承知いただきたいなというふうに思います。

委員長 審査の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

各委員は控室をお願いします。

午前11時20分 休憩

午前11時39分 再開

委員長 審査を再開いたします。

引き続き第8款土木費の審査を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、若干休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

委員長 それでは、審査を再開いたします。

第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款消防費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 126、127ページ、9款1項1目、127ページの中段ごろにあります報償費の中に自動車・小型動力ポンプ整備報償というのがあります。31万4,000円。この報償内容について説明してください。成果表の76ページには、各種事業報償、この50万9,000円の中に入っているのかなという気もするんですけども、その内訳等があるのであれば、その説明をお願いします。

住民税務課長 お答えします。

この整備報償につきましては、各部のほうに支払いするものです。毎年交付になるんですけども、軽微な修繕等なりあれば、それを使っていただきたいということで、全部の部に交付している合計の金額です。以上です。

7番 そうしますと、これは割る何分団かということの説明だと思うんですけども、整備報償、整備するために使ってくださいという報償なんですか。それとも一定の金額なのか、修理に応じての金額なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

住民税務課長 舟形町に、各部のほうにポンプが1台、多いところは2台あるんですけども、ポンプ数に応じて一律の交付です。修繕とかそういうのにあわせてということで、実績に基づくものではなくて、一律の交付、報償費として支払いしています。

管理の部分でお願いするということです。ただ、軽微な消耗品等はそれで……。

委員長 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

委員長 審査を再開します。

住民税務課長 各動力のポンプに、町内各部にあるポンプに対する管理に対する報償費というこ

とで、それで管理を依頼したいということの報償費です。以上です。

7番 では、つまり各部にはそういう、1団員当たり何ぼというものの支給と、機械に対する整備費用みたいな報償費となっていますけれども、そういう2本立てで支給しているということなんでしょうか。

住民税務課長 各団員の方々にお支払いするのは報酬ということで、報酬とまた別にポンプの管理に対する管理依頼ということでの報償であります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

4番 9款1項1目、127ページでの非常備消防事業消防団員報酬788万2,000円です。全国的な消防団員は急激に団員数が激減しております。資料によると、1952年の団員数が209万人であって、現在は89万人というふうな数字に減っているそうです。この788万の舟形町現在の団員数と、最高にいた時期の舟形町の団員数がもしわかれば。

住民税務課長 現在、今年度の団員数は418名です。今年度です。ただ過去最高というのは、ちょっと調べないとわかりませんので、もし必要でしたら後でお答えします。

4番 1.5倍ぐらいはいた時期があらうかと思えますけれども。そういうような形の中で、自主防災組織も各地区で立ち上がってきていますけれども、災害に関しては、火災であったり自然災害であったり、いろいろな災害の形があります。今現在、核の問題で結構世界中が揺らいている中でなかろうかと思えますけれども、そういうものがもし災害の中であった場合に、応急措置等々の対応できる形を、消防団員もやれる範囲とやれない範囲があらうかと思えますけれども、隣の大蔵村では、機能別消防団員を創設するという考えに持っていつてあるという新聞に記事が載っておりました。当町では、今後、そういう考えを協議しておられるのか伺います。

住民税務課長 今、委員がおっしゃるように、隣の大蔵村で機能別消防団員ということで、来年4月、平成30年4月からの創設に向けて協議中ということではお聞きしております。

あと、管内の状況を見ますと、鮭川村で、たしか今年度から制度をスタートしています。先ほど団員ということで418人、ここ数年の団員数につきましては、舟形町では消防団の幹部、団員の方、地域の方々のご協力等で400人以上をずっとキープ、確保しておりますけれども、やはり近い将来に少子高齢化、人口減に伴う若い方の減少は心配されるところです。

機能別消防団員ということで、今、委員おっしゃいました。たしか平成十六、七年、十二、三年ぐらい前だと思えますけれども、消防行政の管轄である総務省の消防庁のほうで、歯どめがかからない消防団員の減少に新たな施策ということで、たしか通達なりスタートさせたと思えますけれども、いろいろ機能別消防団員、ちょっと鮭川さんから、前に担当課長からお聞きしたことはあるんですけれども、決めごとがかなりあったということです。1つ、組織としての範囲、今、舟形町は22部あるんですけれども、それを部単位にするか地区単位

にするか、町一本にするか。あと活動の内容です。活動内容についても消火だけするか、あと活動の範囲、地区だけするか、あと階級、今の消防団員と同じように非常勤の特別地方公務員ということにはなるんですけども、その中にも階級をどうするかとか、あと消防の行事等々にどこまで参加するかという検討課題がかなりあったということはお聞きしております。

今後なんですけれども、町長以下庁舎内、あと消防団の団長以下幹部の皆さん、あと消防委員会等で協議なりを重ねていく時期かなと思います。今後、前向きな検討をしたいと思えます。以上です。

4番 そんなような形で、いろいろな機能に合わせてやっていくと。東京消防庁の近郊である東京都心の中でも、やはりサラリーマンがほとんどなわけです。サラリーマン消防団というような形の整備を今後検討しながら、やはり消火活動だけではなくて、災害になったときの応急処置も1つの活動の範囲とか、いろいろな活動を決めて組織枠をつくらうと。

愛媛県においては、郵政消防団並びに大学生消防団というような形の整備を創設している県もあります。これが全県的にこれからどんどん進んでいくだろうというふうには、整備の業務内容と報償内容、階級内容も全て含めてですけども、検討されるというふうな形で、今、入っているわけですけども、ぜひ、これからいろいろな災害が発生する中で、やはり消防団の激減化、ましてや若い消防団員の方々は、消防に入ったけれども年間の行事が消防団員のやることだというふうには意識感覚がちょっとずれる部分があるかと思えます。

先ほど鮭川の事例もありましたけれども、その前に沖の原地区、私のところでは一旦やめた消防団員が再入団をして、機能的な役割を果たすというような意味で、今、団員7名が、表部隊に出ないけれども地域でサポートするという形の中で、今やっているわけです。3年ほど前に入団させていただきましたということです。そういう形で、今後、いろいろな形の中でサポートできる、緊急的なところに出動できる体制をつくるためにも検討していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

委員長 答弁ありますか。答弁はいいですか。

ほかにございませんか。

7番 では、128、129ページの9款1項2目消防施設費の(3)工事請負費440万7,000円というやつの内容が、消火栓の移設工事なり修繕なりを行ってもらったということで、随分本町通りの消火栓もきれいになっているなという工事が見受けられて、いいなというふうに思えます。それで、これは去年度で完了している工事なのか、それとも全体の中の何%かしか終わっていない工事なのか、そのあたりを質問いたします。

住民税務課長 昨年度、平成28年度は4カ所の撤去なり移設工事をしておりますけれども、今年度当初予算の中で、既に町内の、更新という形といいますか、かなり設備が古いので、

その工事が始まっております。それで、今月、来月上旬ぐらいと、ちょっと手元に工事の資料がないんですけども、雪が降る前に全部終わらせるという計画で、今、実施しているところです。以上です。

7番 そうしますと、去年度のこの決算に出ているものと今年度やっている部分とで、自分たちが希望している消火栓の改修工事は完了するんですか。また再来年もと、何年かかけてというようなことですか。

住民税務課長 今年度、単年度1年間で全部終わらせる予定です。以上です。

委員長 ほかにございませんか。4番ありますか。

審査の途中ですが、午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時01分 再開

委員長 審査を再開いたします。

午前中に引き続き第9款消防費の質疑をお受けします。

4番 午前中の款項目の引き続きで、消火栓に関してですけれども、2年前ほど、うちの管内で秋の点検のときに消火栓を回ったら倒れてしまったということから、全町内の消火栓を点検して、十数基不能のところがあって、今回の、ことしの修繕事業だと思いますけれども、28年度までの点検業務はどのようにやっていたのか。消火栓に対して。要するに、破損したのが点検不良で破損したのか、耐用年数が来て破損原因に当たったのか、そこら辺。なぜ不能の箇所があったのか。

住民税務課長 済みません、高橋危機管理室長がお答えします。

危機管理室長 4番委員の質問にお答えします。

消火栓については、消防団が点検するのではなくて、町内会のほうが点検するようになっております。それで、たまたま沖の原消防団については、消火栓の泥出しとかそういったことで少し出したところ、それを破損してしまったという経緯で、全218カ所の消火栓があるんですけども、それを全部消火栓点検したところ、不良箇所があったものですから、それを今修繕しているところです。以上です。

4番 以前に消防団が点検した時期がありました。しかしながら、ウォーターハンマー等、もしくはさび水が、あけたときに逆流して行って、家庭にさび水が入って行って非常に迷惑になる可能性があるから消防団ではやるなという指示をもらった経緯があります。現在は、町内会でやっているということですね。これは間違いないでしょうか。

危機管理室長 昨年度あたりから、それがあったものですから、町内会のほうで消防団のほうにお願いしているという経緯です。以上です。

4番 先ほども言いましたけれども、自治消防組織をつくっているところがあります。要するに、消火栓は初期消火活動に大変有利な器具なわけです。それが使えない、機能不全であるということ自体が悪いわけであって、以前には、28年度まで点検がなされていないということは事実だと思います。そこら辺をしっかりと頭に置いておいて、町内会に委託して、それが町内会から各町内の消防団が点検業務に回るような形を、今言われましたけれども、点検の仕方もしっかりして教育するというか、ちゃんと町内会の戸数の数、点検簿等をつくって実施するような、ちゃんとした規定を設けて一律のやり方でやって維持管理を徹底すべきだと思います。そうすることによって、長持ちにもつながると思いますので、ぜひそういうような形態をしっかりした形をつくってください。

危機管理室長 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第9款消防費につきまして質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため若干休憩をいたします。

午後1時05分 休憩

午後1時07分 再開

委員長 審査を再開いたします。

次に、第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑ございますか。

1番 140ページ、10款3項2目教育振興費でございます。141ページに舟形放課後わかあゆ塾業務委託料113万1,840円ございます。非常に中学校も進学に当たり、昨年、一昨年見ますと、大変受験もうまくいっているのかなというふうに思います。このわかあゆ放課後塾に関して、現在、文科省で統一試験をやっております。山形県がその平均より若干悪いのかというようなことで、随分知事も危惧しているようでもありますけれども、この件に関して、舟形町の状況はいかがなものかお伺いしたいと思います。

教育長 このふながた放課後わかあゆ塾に関しましては、昨年度10月から数学の補充といたしますか、それを特に中学3年生を中心に実施したところでございます。それで、今回、中学校のそのほかの学年につきましては、昨年度につきましてはそんなに実施できませんでした。それで、この関係でいきますと、数学のほうに関しては、なかなか本町実態としてよくないといえますか、なかなか力がかからないものですから、このわかあゆ塾で実施したところでございます。

ことしのその結果につきましては、なかなかまだすぐには効果としては見えておりません。特に、数学に関してはちょっと悪いというふうな状況でございます。ただ、国語のほう、中学校の国語に関しては、かなりよくて、プラスの方向になっているというふうなことです。小学校のほうは、まだまだ十分でないというふうな状況でございます。

1番 やはり学校のカリキュラムって限られると思うんです。やはり、こういったわかあゆ放課後塾というのは、これから非常に重要になってくるのかなと逆に思います。できれば、この成果本の中にも結果報告書、できればこれにもある程度、単年度やってどうなのかというふうな、次年度からは、できればその成果を載せていただきたいなというふうに、まずは思います。

なるべく、予算をつけられる範囲で、やはりここら辺を重点的に、学力向上というのが非常に大切な、教育の中では方向としては学力を向上するというのが大変な責務だと思います。スポーツも非常に大切だと思いますけれども、やはり、ここら辺にももう少し予算配分できるのであれば、こういうところをもっとしっかり伸ばせるようなことをしていただきたいなというふうに思います。

昨年の結果に関しては、今、教育長さんがおっしゃったとおりでございますけれども、やはり成果の出るような方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

委員長 答弁ありますか。答弁要りますか。いいですか。

ほかにございませんか。

2番 152ページ、B&G海洋センターの管理費で質問をさせていただきます。

3月議会の折に、B&Gのトイレ改修のお願いをしたわけですがけれども、今この中には載っていないようなんですけれども、今年度やる気はないのかお伺いしたいと思います。

教育課長 現在ですけれども、やる気についてなんですけれども、今年度予算的なものもあって、現在進んでない状況ではありますけれども、男子トイレのほうは故障で、ここ一、二年、閉じている状態だったので、修繕を試みて実施したところであります。委員がおっしゃっているように洋式化、修繕でできないかということで業者のほうにお願いしまし、修繕のほうで男子のほうは何とか洋式のほうを1つ設置することができました。ただ、女子のトイレについては、今後、今財団とも打ち合わせしながら、軽微な変更なのか優先順位が財団でもつきますので、B&G財団の助成金を含めながら、今後検討していきたいと思っております。

2番 男子のほうは1個なったということで、まずは1つはクリアしたのかなと。やはり、お年寄りの方から切に切望されて、私のほうにもお願いが来るわけでありまして。やはりB&Gでは結構老人の方の活動、スポーツもいろいろとり行っているわけですので、ここは何としても早急にトイレのほうをお願いしたいと思います。

教育課長 今の質問にお答えいたします。

今後も財団のほう、予算使える範囲がございまして、財団、上司のほうとこれから調整しながら取り組んでまいりたいと思います。

委員長 ほかにございせんか。

8番 131ページ、事務局費の中なんです、3教育委員会事務局事業、この中のいじめに関することなんですけれども、今、どんな状況かなということなんです。ということは、3年ぐらい前に、2年か3年ぐらい前に、いじめだというようなことでいろいろ父兄からご相談を受けた経緯もあります。そしてその後、だんだんよくなってきているんだよという報告もいただいております。やはり、学校関係また教育関係の皆さんの力でそういうふうになったのかなというふうに感じておりますけれども、何か最近、またちょっとそういう話が聞こえてきましたので、そこら辺、ここにいじめ問題対策委員会報酬8万、それから防止対策委員会報酬1万2,000、これ数が少ないんですが、どんなあれか、ちょっと伺わせてください。

教育長 いじめ問題等のかかわりでございまして、まず大きく昨年度の件数等を申し上げます。

小中とも1年間に3回ほど実態調査を行っておりまして、アンケートをとりますと、低学年を中心にいじめられたというふうな報告が非常に多いわけでございます。つまり、今嫌な思いをした、自分が少しでも嫌な思いをしたとなれば、これはいじめとカウントされますので、そういうふうなことからいきますと、小学校のほうは、そのままアンケートをカウントしますと80件から100件ぐらいになるんです。それを精査、先生方が全部当たってカウントして、1年間報告いただいているのは8件でございます。

ところが中学校は、中学校も同じ回数、同じ方式でしてはおりますが、かなり大人にもなっておりますので、実態をそのまま集計しますと、昨年度は43件というふうなことで報告を受けてございます。

それで、委員の皆様方からも子供たちの様子を見ていただいておりますが、その都度、ことしの6月もとりましたが、やはり新しい件とかはございます。嫌な思いをしたというのが7月までで、舟形小学校のほうでは2件、舟形中学校のほうでは24件カウントされてございます。ただ、この中で全部当たっておりまして、その都度解決は見えておりますが、なかなかそれが原因で、学校に行けなくなったということが出てきたりしております。そういう場合がございまして、ほかの子供たちに関しては、ほとんど解決というふうなことになってはおりますが、今のような形で友達関係で、そのことが原因で行けないというふうなときに、なかなか十分でないといえますか、そういった形で学校のほうに復帰できないというふうな子供さんがおるというふうなことでございます。そういうふうなことで、ちょっと今、かなり頑張っているいろいろな糸口でやっておりますけれども、そういったところが一番困っているというふうな状況でございます。よろしくお願ひします。

8番 今、教育長から答弁いただいたんですが、何もこれ問題どうのこうのではなくて、町民の

方が全然知らない方もいるわけです。ということは、学校関係、学年関係、そういうので知っている方は非常に知っているんだろうけれども、町全体で、例えば舟形町ではそういういじめがない。ただそのいじめがないということで、今、教育長が言ったように、ちょっとした言葉、いじめるつもりでなくて言った、親しみやすく言った言葉でも、相手がいじめだと感じればいじめになってしまうんですね。そして、それが今のところ、対して大きいあれではないですが、1人、心にこもってしまって鬱になって、死んだほうがましだとか、そういうようになると、舟形町というように大きく出るんだろうと思うんです。

ここ最近、私も聞かなくてよかったなと思っていたんですが、中学校のほうでは少し改善してきたのかなという感じでおったんですが、つい最近、小学校で、夜、父兄が集められたというような話を聞いたんです。そうすると、今言ったように、ちょっとした言葉のかげんで、本人はいじめたつもりで言ってなくても、受けるほうはいじめられたというようなこともあるだろうけれども、何か話を聞きますと、父兄のほうにも問題があるのではないかというような考え方もあるので、そこら辺が教育委員会のほうでどのような対処をして、そしていじめに向かっていくのかなというようなことで、もしよろしければ、具体的に詳しくでなくてもいいですから、そういう父兄の問題もあるんだよということがあれば聞かせていただきたいと思います。

教育長 やはり、いろいろなパターンがございますので、いろいろな形の対応をしていかなければならないと思っております。それで、非常に中で大変な場合は、スクールカウンセラーとかがおりますので、そういった方のご助言、それから時折、学校のほうに定期的にさまざまな面でご指導いただいております大学の先生のご助言等を得ながら、今後、やっていかなければならないし、これまでもそのような形でご助言を受けながらやってまいりましたが、今後ともそのような形でご助言を受けながらやっていきたいというふうに考えております。

8番 そうすると、今、ご助言をいただく方の報酬ですか、私の言うのは、できればもっとたくさん取って、そして真剣にそういう子供さんたちが出ないような、ましてや話をいろいろ深く聞くと、今言ったように、子供さんだけでなく親も影響があるような話も聞こえてきますので、できれば1万2,000円、8万円の予算でなくて、できればその対応をしていただきたいというふうに考えております。

教育長 そのような形で進めていきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

4番 今、私も全く8番委員と同じ質問をしようかなと感じてページを開いていて、8番委員が質問していただきましたけれども、その若干上のほうに、学校教育指導員賃金75万9,000円とありますけれども、これは成果表を見ると、恐らくこのカウンセラーで、学校の生徒の行動等に若干問題がある生徒に対しての指導かなと思いますけれども、やはり、生活態度から

指導する、小さいときから指導することによって、限りなくいじめに近づかないという1つの形もあろうかなと思います。いじめ対策についても、カウンセラー等で対応して、家庭に通いながら指導しているということはやっておられますか。

教育長 スクールカウンセラーにつきましては、学校のほかにそのような形でもいいというふうなことで、時折行っていただいたりもしております。

4番 やはり、生徒本人だけでなく、家庭環境がさまざまいろいろあろうかと思しますので、やはり専門的な、さっき大学の講師等々とありましたけれども、カウンセラーを雇い上げて、しっかりとした形で未然に事故防止対策をするべきだと思います。舟形町でも、以前、大変痛ましいいじめ問題で大きな事故がありました。

近年というか最近、アパート、マンションから飛びおいたり、一昨日は東名高速道路で中学生でしたか、飛びおり自殺というような形があります。そういう大変痛ましい事故につながらないように、前向きな方向でしっかりとしたいじめ対策等々に向かうべきだと思います。

9月1日には、夜、急に小学生の保護者たちが集められて、小学校でもいじめ問題が、今、発生していて、その対応で緊急的に会議をしなければいけないということを伺っております。また、中学校の生徒の保護者からは、不登校で困ってらんよと直接相談を問いかけられたこともあります。ぜひ、この問題についてはしっかりと慎重に緩やかに検討しながら、カウンセラー等を雇い上げてやっていくべきだと思いますので、今後の対応を改めて伺います。

教育長 さまざまな要因がございますので、今のご指摘のことを十分配慮しながら、さまざまご意見を賜りながら、十分慎重にやっていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは142ページ、143ページの公民館費、下のほう、下から2番目に細かい数字なんです。中央公民館鍵管理者謝礼というのがございます。これちょっと私、知らない内容だったので、どういった必要性のもとに誰に支払われている謝礼なのか質問いたします。

教育課長補佐 お答え申し上げます。

中央公民館の鍵なんですけれども、夜間でもあるいは休館日でも、例えば災害とかそういったものに対応するために、向かいの万世分店さん、伊藤孟さんですけれども、こちらのほうに鍵を一式預けております。救急時にはそちらから鍵を借りるというふうな対応を、年間を通して行っているということでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしの声がございます。なしと認めまして、第10款教育費につきまして質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため若干休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

委員長 審査を再開いたします。

次に、第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

8番 確認です。27、28年度と豪雨によって農地それから沢内川河川、いろいろなところが洪水等土砂崩れ等によって復旧工事が出ましたんですが、全て完了したか確認だけさせていただきます。

地域整備課長補佐 28年の災害につきましては、農地、農業用施設につきましては大畑山、ちょうど次年子と舟形の境の部分1カ所未完成のところ、あと堀内川の橋、町道の橋が決壊したところの先のほうの農地2カ所につきましては、まだ未完成となっております。

公共土木施設災害、道路の災害につきましては大持橋がまだ未完成。大持橋につきましては橋台、あと護岸の一部完成しております、あと上のほうを残すのみとなっております。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第11災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

次に、第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款公債費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費について質疑審査を終結いたします。

次に、第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計の審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、若干休憩をいたします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

委員長 審査を再開いたします。

認定第2号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、国民健康保険特別会計の審査を行います。

読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番 166ページ、167ページの1款2項退職被保険者国民健康保険税の中の4の医療給付費分滞納繰越分ということで、不納欠損が21万5,000円ほどあるんですけども、収入未済額は49万4,000円ということで、ちょっと制度が完全に熟知しているわけではないんですけども、退職した方が国民健康保険税に変わるまでの間、65歳までの方だったかな、要するに、会社で働いていた方がやめて国民健康保険税に変わるまでの間に不納欠損になってしまうという、その制度というんですか、なぜこういったものが国民健康保険税の不納欠損の中に入っていないのか、退職被保険制度の中での不納欠損になっているのか、この辺のところの制度というか仕組みについて質問いたします。

委員長 叶内課長、済みません、この退職被保険者国民健康保険税という仕組みを簡単にちょっと。

健康福祉課長補佐 では、私のほうから退職者医療制度について説明したいと思います。

会社を退職なされて、厚生年金を20年以上掛けて退職なされた方と、あと40歳以降通算で15年以上厚生年金を掛けて退職されて国民健康保険に加入された方が、その制度の対象となっております。

その制度の対象となった人が国民健康保険に加入されて、その方の納めてもらう税金が、区分として退職者国民健康保険税ということになっております。その退職者の制度に加入されている方で納めていただいた税金についての不納欠損があったというふうな、先ほどの金額はそのことだと思ってしまうんですけども、制度としては、今のような制度になっております。

7番 簡単に考えると、今まで働いていた人が例えば60歳で退職して、そして65歳までの間で国民健康保険税に入っていくときに不納欠損が出てしまった。つまり、企業で働いていた方が、そんなに不納欠損してしまうほどの事案があるのかなというふうな気がするんです、簡単に言うと。ですから、この21万5,000円の不納欠損、これ何名の方がどういった理由で払えなくなっているものなのかなということです。

委員長 それでは、21万5,960円の内訳を。伊藤課長。

住民税務課長 国民健康保険税につきましては、住民税務課のほうで管轄なんですけれども、手

元の資料の中は、一般被保険者と退職と合計の内訳しかございませんので、後でお答えするか、休憩等で調べたいと思います。

委員長 後でお答えするそうです。

7番 ちょっと非常にわかりにくい制度というか、あれなんですけれども、そしてもう一つ言いたいのは、この退職被保険者制度に入っていて、不納欠損なり収納未済になっている方がいましたよね。その方は、年を1年とか2年追うごと国民健康保険の対象者になっていきますよね。なっていないですか。じゃあちょっと、私が質問の整理ができていないので、今は、3回目は取り消します。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番 確認です。質問ではありません。

ページが194、そして成果表124ページをお開き願いたいと思います。

その中で、特別徴収保険料、収入済額3,176万9,500円、成果表では3,186万1,400円というところで食い違っていますが、どちらが正解なのでしょう。

健康福祉課長 申しわけありません。成果表の数字が間違っておりまして、決算書の3,176万9,500円という数字が正しい数字になります。もしよろしければ、訂正方、よろしく願いいたします。

委員長 5番、よろしいですか。(「はい、わかりました」の声あり)

ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

審査の途中ですが、これより2時55分まで休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時57分 再開

委員長 審査を再開いたします。

再開に先立ちまして、伊藤課長。

住民税務課長 先ほど、7番委員さんからの国民健康保険特別会計の歳入、その中で退職被保険者国民健康保険税の中で、4節医療給付分の滞繰分ということで不納欠損の内訳について説明したいと思います。

21万5,960円につきましては、お一人1件の方で、平成21年から23年、6年から8年前のものを不納欠損しております。その方は、現在前期高齢で別の保険に加入しているんですけども、その古い分を不納欠損したということで、1件になります。以上です。

委員長 審査を続けます。

平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 それでは218ページ、219ページ、総務費の2款1項1目介護サービス給付費の不用額が7,800万何がしかの大きな金額になっておりますが、これは堀小跡の徳洲会の撤退に伴う減なのか、それとも監査意見書の中にあります、8ページにあります「高齢者を取り巻く多様な福祉サービスの相談」を始めて、介護予防とか認知症啓発活動など実施したおかげで、そういった費用がかからなくなったから、この7,800万というお金が不要になったのか、そこら辺のところを少し詳しく説明をお願いします。

健康福祉課長 この不用額につきましては、当初予算が介護保険事業計画に基づいて、ある程度基づいて予算計上しておりますけれども、例年、不用額は発生しております。ただ、毎月の給付費が大体平均で4,500万から5,000万ほどの不用額を出しているんですけども、これは急激な介護給付費の伸びに対する備えという意味で、1カ月分ぐらいの不用額を余剰を見ているんですが、今回、全体の16%、相当大きな額の不用額になってしまいました。これは、早めに精査をする必要があったんだろうなと思いますけれども、これから不用額については、なるべく精査をしていきたいと思います。

ただ、発生した要因につきましては、給付費の減によるものではなくて、予算のつくり方に原因があるのではないかと思います。以上です。

7番 ここら辺の費用算出については、介護保険サービス認定制度があり、調査員がいて、そしてこういった需要、どのぐらいのものが必要だというのがちゃんと出てくるはずなのではないかなと。そんなに7,800万ほどの不用額が出るほどの見込み違いの計算をするのかなという、正直、そういったところがありますので、来年に向けて、やはりここら辺は不用額が出ない、もう少し削減してほかに予算を回せるような、そういった算出方法、計算方法というのを職員は検討すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長 29年度までは、第6期介護保険事業計画に基づいて予算を計上してございます。

第7期介護保険事業計画につきましては、これから策定委員会等を立ち上げながら、給付費の伸びも見ながら設定していきたいと思っておりますので、30年度以降につきましては、事業計画によります給付費に合った形で予算計上しながら管理をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。

9番 222ページの5款1項1目介護予防二次予防事業費の執行額452万1,663円の事業内容をお聞きします。

健康福祉課長 成果報告書の128ページをごらんください。

ここには、目的としまして「虚弱高齢者に対し地域の施設を利用しながら、介護予防教室を開催し、健康維持・増進を図る」となっております。事業内容につきましては、いきいき倶楽部シープとか理学療法士の方々から来てもらっての指導とか、それから舟形徳洲苑でもっての介護予防に関しまして、筋力トレーニングとか、いろいろな予防事業を展開しております。以上です。

9番 ここに詳しく各施設ごとの参加者の人数が書いておりますけれども、この事業については、継続しながらやっていくことによって予防できるのかなと、こう感じております。この表を見ますと、1回限りの予防教室なのか、それとも継続したトレーニングをすることによって予防につながってくるのか、その辺、お伺いします。

健康福祉課長 この人数につきましては、登録をしている方でございまして、5カ月間、毎週1回継続してこの事業を展開しております。以上です。

9番 参考までに、この人数の延べ参加人数をお聞きします。

健康福祉課長 済みません、延べ人数手元にございませぬので、後で下に行ってから延べ人数を確認しましてお答えいたします。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩をいたします。

午後3時25分 休憩

午後3時25分 再開

委員長 審査を再開いたします。

平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 それでは、240ページ、241ページの2款1項1目工事請負費の1億2,800万円、これはちょっとど忘れしたんですが、あそこの沖の原の建物は建てたけれども、まだろ過装置というのは入ってなかったんですか。送水管とかそういった整備のみで、今年度か来年度にろ過装置そのものを入れるという継続事業の中でのあれだったのか、ちょっとそこのところの確認のまず質問をさせていただきます。中の設備。

地域整備課長補佐 中の設備につきましては、今年度工事で中の設備を整備いたします。

7番 わかりました。それで、中の設備の規模なんですけれども、例えば舟形町は第1簡水、第2簡水というのを持っていて、その第2簡水の沖の原水源地から大腸菌が発生したことがあるということでろ過装置を導入することになったというふうに聞いています。

それで、例えば第1簡水にもし、そういった大腸菌とかが発生した場合、また何億円かをかけてろ過装置の設備をつくらなければならないというような説明がなされました。この前、全協の中で。それであるならば、この第2簡水沖の原浄水場の設備を、第1簡水から上げてきた水もろ過できるぐらいの設備にしていけないものかなというふうに、単純な考えなんでしょうけれども、思うわけですけれども、そこら辺の検討とかをして、こういった工事になっているわけですか。

委員長 7番議員に申し上げます。それは新しい、ことしがろ過設備を設置するということであって、28年の決算の数字とはどういうふうに関連するんですか。

7番 まさに関連質問です。

委員長 していませんか。

7番 関連の質問です。

委員長 どういうふうに関連する……。ちょっと質問している内容がわからないんですけども。ちょっと休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

7番 では、決算に関係ない質問だったようなので、質問は取り下げますので、後にまた質問しますから返答できるようにしててください。

委員長 ほかにございませんか。

課長が退席していますので暫時休憩します。

午後3時41分 休憩

午後3時41分 再開

委員長 審査を再開します。

ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 次に、農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 250ページの公債費についてお伺いします。

事業収入が4,000万ぐらいで公債費が1億7,500万円ぐらいか、というようなことになっておりますけれども、この公債費の償還のピークはもう過ぎたのかどうか。それから、もう何年ぐらいかかると償還できるのか、その辺の見通し、わかりましたらお伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午後3時49分 休憩

午後3時51分 再開

委員長 再開します。

総務課長 公債費の農業集落排水事業のピークにつきましては、平成31年度がピークになっております。

9番 公債費の償還は、今までの事業したツケだと思えますけれども、これから地方交付税が今までどおり十二分に回ってこないというような形で、安易に一般会計から繰り出しというような形の財政手法にも、そろそろ限界に近づいてくるのかなと感じております。そんな関係で、今までの決算を見てきましたけれども、投資的な経費が余りにも少なかったなと感じております。そんな関係上、これから我々も町民も、行政にサービスを甘んじるだけではなく、やはり責任を持って、これからの町の財政も考えながら、それぞれ自分のできる範囲内でサービスなりボランティア等を通じてやっていかななくてはならないのかなと感じています。その辺の考え、町長、ありましたらお願いします。

町長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。ただ、現在繰り出している金額については、繰り出し基準というものがあまして、それに基づいて繰り出しをしているというふうなことです。事業費としては公債費が多いのではないかというふうな最初の質問のご指摘がござ

いましたけれども、これについては、一度事業に対して起債を受けて償還が始まっているんですが、国の制度として、下水道を普及するというふうな目的がありまして、短期間のうちに整備をした関係上、償還のピークがいつときに集まって財政状況が悪くなるというふうなことで、資本費平準化債というのを新たに、要は公債費の負担を減らすというふうな意味合いの中で、資本費平準化債を借りているというふうなことで、少し金額が大きくなっているというふうに見受けられるんだというふうに思います。

ただ、委員さんおっしゃるとおり、しっかりとそういった一般会計に負担をかけることのような、そういう経営にしていきたいというふうに思います。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

なお、審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、散会いたします。

9月11日月曜日午前10時より審査を再開いたしますので、9時45分までご参集ください。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後3時55分 散会

平成29年9月11日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

平成29年決算審査特別委員会第3日目

平成29年9月11日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	まちづくり課長補佐	沼澤 豊 通
副町長 酒井 雅彦	まちづくり課長補佐	曾根田 健
会計管理者 須貝 孝子	住民税務課危機管理室長	高橋 勤
総務課長 中山 進	住民税務課長補佐	相馬 昇
まちづくり課長 伊藤 幸一	住民税務課長補佐	大場 正江
健康福祉課長 叶内 範夫	健康福祉課長補佐	森 祐子
住民税務課長 伊藤 誠宏	健康福祉課長補佐	高橋 真澄
農業振興課長 小野 芳喜	健康福祉課主査	東村 貴恵
教育長 齊藤 涉	農業振興課長補佐	斎藤 雅博
教育課長 八 歙 照光	地域整備課長補佐	伊藤 秀樹
農業委員会事務局長 小野 芳喜	地域整備課長補佐	伊藤 英一
代表監査委員 渡邊 敬子	地域整備課主査	斉藤 広志
監査事務局長 斉藤 洋一	地域整備課主査	相馬 広志
選挙管理委員会書記長 中山 進	教育課長補佐	沼澤 正
総務課長補佐 沼澤 一征	教育課長補佐	大場 君博
まちづくり課長補佐 鍛治 紀邦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

認定第6号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

財産に関する調書の審査

午前10時02 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の審査を行います。

審査に先立ちまして、先日の審査会で答弁があるようでございますので、叶内課長からお願いいたします。

健康福祉課長 9番委員のほうから質問がありました介護予防二次予防事業の延べ利用人数についてお答えします。

成果報告書の128ページをごらんください。

128ページの中ほどです。5-1-1介護予防二次予防事業です。いきいき倶楽部シープが延べ利用人数が246名、理学療法士会の事業が226名、舟形徳洲苑の事業が252名、合計で724名となっております。以上です。

平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 それでは、公共下水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。財政補佐。

財政補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 260ページの1款1項1目、261ページの公共下水道料金の収入未済額と不納欠損額について質問いたします。

この不納欠損額がゼロということで、農集排も簡易水道もゼロになっています。ですので、この不納欠損額にする集金に非常に努力されているのかなというふうに、まず見えます。そして、この収入未済額が不納欠損額に移行するというんですか、税金と同じように5年なんですか。そこら辺のところをまず質問いたします。

地域整備課長補佐 まず最初に、収入未済額が不納欠損に移行するという件なんですけれども、下水道につきましては、税金と同じ5年です。ただ、今の状況としましては、滞納繰越分については各滞納者と話し合いを持ちまして、計画的に毎月納めていただくという形で少しずつ納めていただいているような状況です。本年度分につきましても、できるだけためないように、きちんと毎月納めていただくような形でお話し合いをして処理しているところでございます。不納欠損につきましては、そのような状況からしないという方向で取り組んでおります。

7番 水道料金の中に下水料が入っているというんですか、同時徴収みたいな感じになっているわけなんですけれども、取りやすいといえば取りやすいんですけれども、そういった通帳を持ってない方、通帳引き落としでない方からの徴収というところが収入未済になりやすいという

か、不納欠損になりやすいと思うんですけども、そういった方に対して、やはり適切に働きかけたんだろうと思うんですけども、不納欠損が全てにおいて出ていない、ゼロになっているわけですから、ですよね、前の会計も。ですから、これは非常に努力しているんだろうなということで、まず今後もそういった不納欠損を出さないように努力してもらいたいということで、質問を終わります。

委員長 答弁はよろしいですか。

地域整備課長補佐 今後とも、不納欠損が出ないように、出さないように計画的に徴収していきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 次に、財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 271ページの2の物品についてお伺いします。

ピアノ14台というふうにございますけれども、ピアノの配置箇所を教えてくださいと思います。

総務課長 保育園のアップライトピアノ、それから5歳児保育室のアップライトピアノ、それから舟形小学校の多目的室のアップライトピアノ、舟形小学校の音楽室のグランドピアノ、舟形中学校体育館のグランドピアノ、舟形中学校のグランドピアノ、富長交流センター体育館のグランドピアノ、生涯学習センターの音楽室のグランドピアノ、農村環境改善センターのホールのピアノ、それから体験実習館のグランドピアノ、中央公民館3階のホールのグランドピアノ、それから舟形小学校のグランドピアノ、長沢交流センター音楽室のアップライトピアノ、それから長沢交流センター多目的室のアップライトピアノの14台になります。

1 番 14台、実際に使用状況というのはわかりますか。

総務課長 私のほうでは、財産の備品台帳の管理を各課のほうにお願いをされていて、それを整理しておりますので、その使用実績等については各課のほうでないと把握はできないので、例えばどこかというふうなことになるれば、担当課のほうからわかる範囲でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども。

まちづくり課長 まちづくり課です。まちづくり課につきましては、交流センターの所管になってございますけれども、利用申請についてピアノの使用というふうなことは、ほとんどござ

いません。

委員長 ほかに。

教育課長 教育委員会、保育所と小学校、中学校の管理になりますけれども、授業で使っている
ので、使用状況等は調べておりませんので、件数まではわかりかねます。

委員長 公民館も教育委員会ですか。

教育課長 失礼しました。中央公民館も3階のほうにありますけれども、利用日誌等をつけてい
ませんので、使用の状況については確認していません。

まちづくり課長 交流センターのほかに実習館と環境改善センターもまちづくり課所管になって
います。実習館につきましては、舟形中学校の吹奏楽部の合宿で使っているようです。あと
環境改善センターにつきましては、ちょっと把握してございません。

1番 なぜ質問したかという、決算の中で、ほとんどピアノの調律というのがほとんどのと
ころで入っていると思います。学校とか、やはり頻繁に使われているところは、やはり調律は
必要だと思うんですけれども、全然使われてないところ、過去の実績に応じてではありませ
んけれども、やはり過去何年も使われてないようなところを、果たして毎年調律が必要なのか、
ちょっとそこら辺、今後検討していく要素はあるのかなというふうなことで質問させていた
だきました。以上です。

総務課長 使用状況等を確認させていただき、その辺をきちっと整理をしたいというふうに思
います。

委員長 ほかにございせんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、なしと認め、財産に関する調書につきまして質疑審査を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

一般会計並びに6特別会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成28年度舟形町国民健康
保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成28年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳
入歳出決算、平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成28年度舟形町
簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算、平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について原案のとおり認定す
ることに決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りをいたします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思っております。ご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計及び6特別会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたします。

3日間にわたる審査、お疲れさまでございました。皆様のご協力をいただきまして、無事終了することができました。心より御礼を申し上げます。

これもちまして、平成28年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時32分 閉会